

令和8年度 鹿児島県新規就農支援施策 ガイドブック



公益社団法人 鹿児島県農業・農村振興協会

目 次

I 就農までのみちすじ		
1 就農までのプロセス	．．．	P 1
2 認定新規就農者制度の概要	．．．	3
3 自ら農業経営を始めるための基礎知識	．．．	4
4 農業法人等に就職する場合の基礎知識	．．．	6
5 その他の注意事項など	．．．	8
II 国・県の新規就農支援施策		
1 県立農業大学校の新規就農支援研修	．．．	9
2 経営発展及び資金面の支援対策（経営発展支援事業・就農準備資金・経営開始資金）	．．．	10
3 青年等就農資金の概要	．．．	13
4 無料職業紹介事業	．．．	14
5 農業経営の第三者継承	．．．	15
6 雇用就農資金事業	．．．	16
7 農地の取得と貸借について	．．．	17
III 新規就農相談体制		
1 新規就農相談所のご紹介	．．．	19
2 就農相談センター	．．．	20
3 市町村等新規就農相談窓口	．．．	21
IV 農業技術を学べる研修施設の概要		
研修施設位置図	．．．	23
1 鹿児島地域	①（公社）日置市農業公社	．．． 24
2 南薩地域	②（公社）南さつま市農業公社 等	．．． 25
	③（公社）南九州市農業公社	．．． 28
	④ 南九州市頰娃農業開発研修センター	．．． 29
3 北薩地域	⑤（公社）薩摩川内市農業公社	．．． 30
	⑥ 鹿児島いずみ農業協同組合アグリセンター	．．． 31
4 始良・伊佐地域	⑦（公社）伊佐農業公社	．．． 32
5 大隅地域	⑧ 鹿屋市農政課・畜産課	．．． 33
	⑨（公財）志布志市農業公社	．．． 35
	⑩（一財）肝付町農業振興センター	．．． 36
	⑪ 大崎町農業公社農業研修 等	．．． 37
	⑫ たからべ森の学校	．．． 39
6 熊毛地域	⑬（公社）西之表市農業振興公社	．．． 40
	⑭（公財）種子島農業公社	．．． 41
7 大島地域	⑮（公財）奄美市農業研究センター	．．． 42
	⑯ 瀬戸内町営農支援センター	．．． 43
	⑰ 龍郷町就農支援センター	．．． 44
	⑱ 喜界町営農支援センター	．．． 45
	⑲ 徳之島町営農支援センター	．．． 46
	⑳ 天城町農業センター	．．． 47
	㉑ 伊仙町農業支援センター青緑の里	．．． 48
8 県域	㉒ 県立農業大学校	．．． 49
	㉓ かごしま有機生産組合	．．． 51
V 市町村の新規就農支援施策		52
VI 参考資料		
1 鹿児島県農業法人協会正会員名簿	．．．	70
2 主要作物カレンダー	．．．	73
3 移住・交流に関するお問合せは	．．．	75

I 就農までのみちすじ

就農までのプロセス

ステップⅠ 事前段階での準備

～「農業」を理解し、自分の意思と農業ビジョンを確認しよう！～

1 情報・基礎知識の収集

県や市町村の就農相談窓口での相談や県内外での就農相談会への参加、知り合いの農業者等から話を聞く

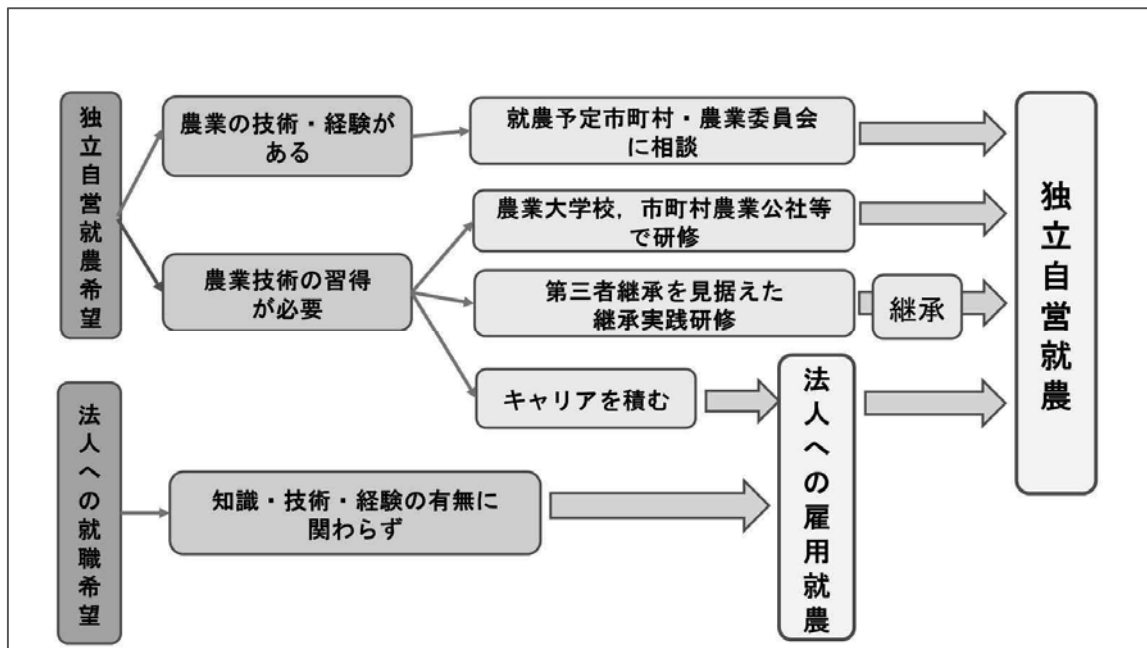
2 体験・現場見学

農業アプリによるアルバイトや農業公社・農業大学校等での体験・見学、農業法人等での体験

3 自分の目指す農業ビジョンの明確化

農業自分なりの目標（品目や経営規模、必要な機械等）を掲げ、品目や諸条件から就農候補地を選定し、現地に出向き自分で判断

(参考) 就農までのフロー



ステップⅡ 就農までの主な3つのプロセス

1 農業公社等での研修

- 経営・生活の準備や農地、機械・施設の取得
 - ・農地取得の手続きや経営開始資金、住宅等の準備
- 市町村等の運営する研修施設や農大等での研修後就農
 - ・研修体制及び研修終了後の支援が充実
 - ・研修手当の支給や就農準備資金等の受給、住宅等の確保支援

2 農業法人への雇用就業

- 社員として雇用就業し経験を積んだのちに独立就農
 - ・給与受給による生活の安定と経営開始準備のための資金の確保
 - ・生産から販売・流通に至る実践的で幅広い技術・知識の習得
 - ・人脈形成や地域とのつながり

3 農業経営の第三者継承

- 経営移譲希望農家での研修後、その経営を引き継いで就農
 - ・経営資産等を引き継ぐことによる、経営開始時の初期費用の抑制と収入の確保
- 農業法人への雇用就業

ステップⅢ 就農に向けた具体的な準備

～事前に就農予定地の県農政普及課、市町村、農協等に相談して準備を！～

- 「認定新規就農者」になるための青年等就農計画の作成
 - ・生産・販売計画、資金計画作成
 - ・補助金・制度資金の活用検討
- 経営・生活の準備や農地、機械・施設の取得
 - ・農地取得の手続きや経営開始資金、住宅等の準備
 - ・制度資金の活用による機械・施設の導入

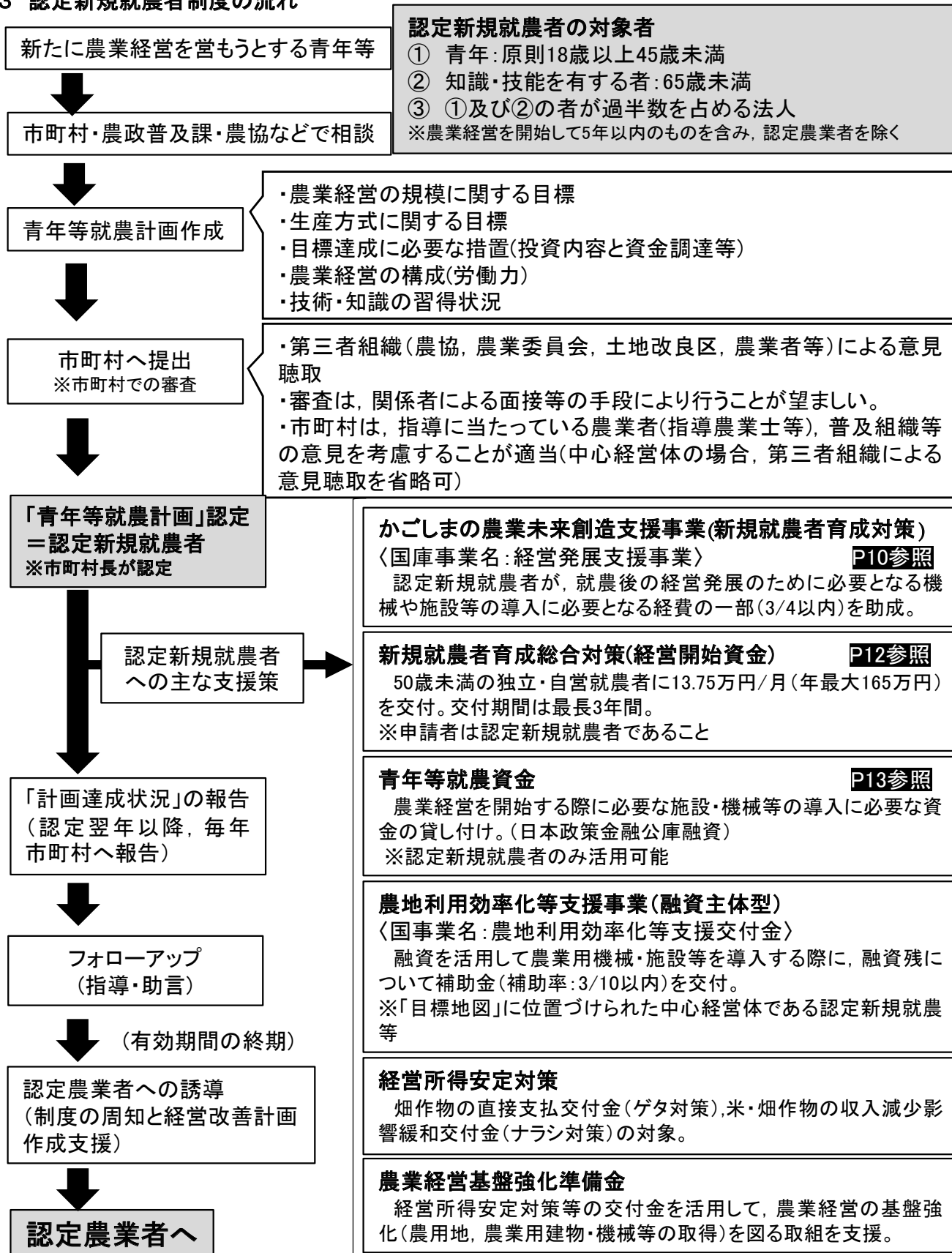
ステップⅣ 就農 ～さらなる経営発展を目指し、これからが本当のスタート！～

- 時代のキーワードのキャッチとネットワークを広げて経営戦略を考えよう
- 普及指導員や現地就農トレーナーの指導、各種研修会等への積極的な参加で経営能力と経営管理能力を身につけてスキルアップを目指そう

認定新規就農者制度の概要

- 1 根拠法令 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)
(認定新規就農者制度に係る改正:平成25年12月13日, 施行日:平成26年4月1日)
- 2 目的 効率的かつ安定的な農業経営を育成し, それらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため, 必要な措置を講ずること。

3 認定新規就農者制度の流れ



自ら農業経営を始めるための基礎知識

(1) 農業に欠くことのできない3つの要素

農業を始めるためには、農地、資本、労働の3つの要素を欠くことはできません。

農業では「農地」を耕し、肥料を与え、種を蒔き、苗を植え、害虫や病気の発生時には農薬を散布し、収穫し、出荷・調整したりします。また、畜産では家畜の購入や畜舎、エサなど、それぞれの段階で農業経営を行う上で必要となる資材や機械などの購入費用が必要になり、それが「資本」です。

さらに、農業は売れる商品を作り販売して資金を回収し、初めて農業経営が成り立ちます。つまり、売れるものを作る技術等を持って管理作業をすることが「労働」です。

農業をするにはこの3つの要素を全て持たないといけませんが、新規参入希望者はこれらを持っていない場合が多いです。

また、農業は経営を開始し、すぐに所得があるわけではなく、初期投資の回収に時間を要し、会社員のように毎月決まった日に決まった所得があるわけでもありません。当然、所得をあげるまでの生活資金や教育資金、住宅等の確保も大きな課題になってきます。そして何よりも、これらの3要素とは別に、農業経営を行うための専門的な技術や知識を持ち合わせているかどうかです。もし、ないのであれば、どのようにして習得していけばよいのかも重要です。

これら様々なハードルをうまく乗り越え、なるべくリスクを伴わない形で、自分の夢である農業経営に参画していくかについて考えてみましょう。

(2) 技術等の習得

新規就農希望者は技術をもっていない方がほとんどです。

また一部で、市民農園や家庭菜園やアルバイトで農作業の体験などをして多少は経験があると言われる方もいますが、「プロ」として作った商品を「業」として販売するには不十分なことも多く、どこかで専門的な技術や知識を習得する必要があります。

農業生産は生物や自然を相手にするものであり、教科書どおりにはいきませんし、地域や気候により作り方が異なる場合もあります。生活するための経営規模ともなると、家庭菜園での経験だけでは難しいと言えます。できれば、就農予定地で少なくとも1サイクル（生産準備から収穫・出荷まで）の経験を積むことが望ましいです。

(3) 技術等を学べる研修施設や研修制度

近年、農業の技術等を学べる研修制度が充実してきています。

講義中心のものから実習中心のもの、短期のものから長期のもの、研修に公的支援があるものから逆に研修費用が必要なものなど様々です。

その中でも、就農に結びつけるには、市町村の農業公社等や農業大学校で研修修了後の就農を前提に実施している研修制度を活用するのは有効です。

研修に対し、助成金や就農準備資金等で支援がある施設も多く、独立・自営就農を前提に考えている方には検討することをお勧めします。

ただし、これらの研修施設で研修を受けるためには、年齢要件等いくつかの条件があります。特に、ほとんどの施設が、設置市町村での居住及び就農条件等を設けており、研修施設を選んだ段階で、就農する市町村や栽培品目が決まってしまう場合も少なくないので注意しましょう。

(4) 自分のしたい農業のイメージをより具体的に

相談や情報収集等を通じて、自分のしたい農業のイメージをより具体化し研修場所などを絞ることも大事です。農業にもいろいろな分野があり、大きく分けると植物を扱う**耕種部門**と動物を扱う**畜産部門**に分けられ、耕種部門の中にも、米、野菜、花き、果樹などがあります。

何を作るか決める視点としては、栽培する作物の販売単価が安いか高いかも重要となります。つまり、単価が安い品目、特に露地栽培での作物については多くの農地が必要で、その分コストは下がりますが、新規就農者にとっては、農地の確保が障害になる場合があります。

一方、施設（ハウス）栽培については、露地栽培に比較して単価が高く、農地の確保も少なくてすみますが、周年を通じての計画的な労働力の確保や資金が必要になってきます。

もう一つの視点として、初期投資はどうかといった視点です。

特に畜産部門や耕種部門の施設栽培等では、素畜の導入や機械・施設整備など、多くの投資が必要です。

補助事業や資金で対応可能なところもありますが、新規就農者にとっては資金が障害になる場合があります、関係者とも具体的に検討し、計画的に進める必要があります。

(5) 農地の確保

農地を買ったり借りたりするには、就農する市町村農業委員会において農地法等の許可が必要になります。したがって、まずは就農する市町村が決まった段階で農業委員会に相談しましょう。前述の技術等を学べる研修施設では、研修修了までに農地探しの支援をしてくれる場合もあるので、農地の確保の面からも有効です。

なお、先祖や親戚の農地を活用する場合は、その農地の所在する周辺で技術等を習得する手段があるかどうか確認する必要があります。

また、面積などを加味して、どのような品目であれば生活が可能かなどの検討が必要になります。

(6) 資金の確保

令和6年度一般社団法人全国農業会議所が調査した「新規就農者の就農実態に関する調査」では、1年目に要した費用の新規参入者全体の平均額は896万円で、うち機械・

施設等に 670 万円、その他必要経費に 226 万円となっています。経営開始資金などの公的な支援制度を活用するほか、市町村等によっては、事業を活用して機械・施設等の整備ができる場合がありますので、就農する市町村にも相談しましょう。

また、青年等就農資金をはじめ各種融資制度もあるので、これらの活用も検討しましょう。

農業は、天候に左右されるなど、予定外の出費も考えなくてはなりません。ある程度の自己資本は確保しておく必要があり、計画的な資金計画を考えましょう。

そのため、目指す農業のイメージがある程度具体化してきたら、経営計画を作成し、経営面積、労働力、資金面から実現可能かなどの検証することが大事です。収量や価格、経費などのデータは農林水産省の統計情報などが参考になると思いますが、入るお金は低めに、出るお金は余裕をもって設定し、慎重に計画を立てましょう。

なお、計画づくりには、市町村や県農政普及課等からの支援が期待できるので、相談してみましょう。

令和6年度 新規就農者の就農実態に関する調査～1年目の費用と自己資金

単位:万円

区分	営農面				生活面 自己資金	就農1年目 農産物売上高	
	機械・施設等	必要経費	合計	自己資金			
新規参入者計	670	226	896	278	184	354	
第1位品目別	水稲・麦等	662	222	884	280	131	352
	露地野菜	371	143	515	252	163	201
	施設野菜	996	274	1,270	293	207	523
	花き・花木	672	189	861	290	243	261
	果樹	418	153	571	267	185	200
	酪農	2,760	1,956	4,716	858	224	2,878
	他畜産	1,107	472	1,579	317	113	338
	その他	245	122	367	157	170	136

(一社)全国農業会議所・全国新規就農相談センター

農業法人等に就職する場合の基礎知識

(1) 自営就農との違い

就農には、①独立して自営の農業を始める「独立・自営就農」、②農業法人等に就職して従業員として農業に携わる「雇用就農」に大別されます。

「独立・自営就農」には、農地や資金、農業技術が必要であり、新規参入者にとってこれらが障害になる場合が少なくありません。一方、「雇用就農」は、給与をもらいながら技術等を身につけることができることから、蓄えがあまりない方に比較的あった方法といえます。

(2) 農業法人とは？～農業法人基礎知識～

「農業法人」とは、株式会社や農事組合法人などの企業として農業を営む企業の総称で、鹿児島県には、令和5年度末で1,697法人（うち認定農業者の法人は1,308）があります。地域別では、大隅、南薩、北薩地域が多く、全体の約7割以上を占めており、部門別では、野菜、茶、肉用牛の順に多く、近年、茶・野菜の法人が増加しています。

また、生産に限らず加工・販売部門など6次産業化に取り組む法人経営も増えていきます。

(3) 農業法人で働くことの明確化

雇用就農の場合も、農業法人で働くことが主体なのか、将来独立するためのステップなのか、自分の考えを明確にしておくことが大事です。

特に、将来の独立に向けたステップであれば、自分の目指す農業経営のイメージを想定した上で、それにあった農業法人を選び求職した方がいいでしょう。

そのためには、「新・農業人フェア」等の就農のための相談会などで、農業法人の担当者と直接話しをして、情報収集しながら、自分の将来の農業や農業法人での雇用就農の姿を具体的にイメージすることも重要です。

また、農業法人によっては、単なる従業員ではなく、将来の独立を前提に採用を考える法人もあるので、インターネットで農業法人の取組や経営方針等を理解し、実際、現地に足を運び、自分の目や耳で確認することも大事です。

(4) 就職先の農業法人を探す

まずは自分の農業のイメージを具体化しながら、農業法人の求人情報を収集しましょう。

ハローワークへの訪問やハローワークインターネットサービス、(公社)鹿児島県農業・農村振興協会の無料職業紹介事業のHP、全国新規就農相談センターの職業紹介のHP、民間の農業求人サイトなどから求人情報が入手できます。

求人情報には仕事の内容、就業時間、休日、賃金、社会保険の有無、住宅の有無、必要な免許資格等などが記載されているので、それらを確認し、自分の希望にあった農業法人を探しましょう。

ただし、農業法人は、作物等の生育や天候等の自然条件に左右されるなど、一般の法人と違って労働基準法の法定労働時間(週40時間、1日8時間)等が適用除外になっています。つまり、農繁期は休日がなかったり労働時間が長かったり、逆に農閑期は休日が多かったりしますので、農業という仕事の特異性も理解しておく必要があります。

また、都会の一般企業に比べ給与水準は高くはないのが現状ですので、予め求人票等で給与額を確認しておきましょう。

(参考) 求人情報サイトの紹介

- ◆ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.mhlw.go.jp>
で求人情報検索で探すことができます。
- ◆(公社)鹿児島県農業・農村振興協会 <https://www.ka-nosinkyō.net/job/index.html>
詳しくは14ページの「無料職業紹介事業」を参照ください。
- ◆全国新規就農相談センター「農業をはじめの.JP」 <https://www.be-farmer.jp>

(5) 農業法人に就職する際の留意事項

特定の農業法人に希望を絞ったら、その農業法人の経営現場に足を運んでみましょう。その地域で生活することになるので、家族も一緒に生活環境など地域のことを確認することは大事です。

また、農業経験がまったくなく不安に思っている人は、正式採用の前に体験することをお勧めしますので、経営者に相談してみてください。法人によっては、農業インターンシップ等で採用前の事前体験をすることも可能です。採用に当たっては、後々のトラブルを回避するため、必ず「雇用契約書」など書面で行ってください。

また、農業法人は労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金への加入が義務づけられているので、契約時に確認しましょう。

その他の注意事項など

ここまで、自ら農業を始める独立自営就農、農業法人等に勤めて農業をする雇用就農について、知っていただきたい基本知識を記述してきました。

しかし、農業の場合、農村地域に移り住むという側面もあり、農村社会にうまく適合し地域に溶け込むことが、円滑な農業経営の実現において、非常に重要なポイントになります。

逆に、農村社会にうまく溶け込めず孤立してしまい、農業までうまくいかなくなる例も、多々見受けられます。農村は、都会と違って地域の人とのつきあいが濃密です。地域の行事や共同作業、いろいろな役まわりなど、都市部で生活した人にとっては煩わしいと思うことも多いかもしれませんが、それを敬遠してしまうと孤立を招くことも考えられます。そのためにも、地域で何でも相談できる人を見つけることや、自ら地域に溶け込もうとする姿勢、努力が何よりも大事です。

【参考】鹿児島県農政部農政課の「クリエイティブ農業に生きていく」

鹿児島で農業をはじめた方々の動画をご覧ください。

<https://www.kagoshima-shoku.com/shunou/>



Ⅱ 国・県の新規就農支援施策

鹿児島県立農業大学校の新規就農支援研修

鹿児島県立農業大学校

研修名	かごしま営農塾 入門コース(夜間塾)																														
研修目的 (到達点)	<p>価値観の多様化に伴い、農業・農村への興味や関心が高まり、将来農業経営に取り組みたいと考える人が増えてきている。</p> <p>そのため、広く県民を対象に農業を始めるために必要になる基礎知識や農業経営の内容等に関し、働きながら学べる夜間の研修を実施し、農業への理解を促進するとともに、就農意欲の向上を図る。</p> <p>(1) 農業の基礎的な知識の習得 (2) 各種就農支援制度等に関する理解促進 (3) 農業経営に対する意欲醸成</p>																														
研修概要	<p>1 開催時期 令和8年7月3日～8月28日の間の金曜日 6回実施 午後7時～午後9時</p> <p>2 場所 鹿児島市山下町14-50 カクイックス交流センター(県民交流センター)</p> <p>3 受講対象者 就農志向者及び農業に関心のある県民 80名程度</p> <p>4 講師 農業専門普及指導員、経営技術課、農業者、農業・農村振興協会等</p> <p>5 日程及び内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月/日</th> <th>時間</th> <th>内容</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7/3 (第1回)</td> <td>19:00～19:10 19:10～21:00</td> <td>・開講式 ・野菜づくりの基礎知識と 冬野菜の作り方</td> <td>農業大学校 農業専門普及指導員</td> </tr> <tr> <td>7/10 (第2回)</td> <td>19:00～21:00</td> <td>・さつまいもと野菜の作り方</td> <td>農業専門普及指導員</td> </tr> <tr> <td>7/24 (第3回)</td> <td>19:00～21:00</td> <td>・土壌・肥料の基礎知識</td> <td>農業専門普及指導員</td> </tr> <tr> <td>8/7 (第4回)</td> <td>19:00～21:00</td> <td>・病虫害の基礎知識</td> <td>農業専門普及指導員</td> </tr> <tr> <td>8/21 (第5回)</td> <td>19:00～21:00</td> <td>・農業を始めた先輩農業者の 事例紹介</td> <td>農業者</td> </tr> <tr> <td>8/28 (第6回)</td> <td>19:00～20:45 20:45～21:00</td> <td>・就農支援策、就農事例等の 紹介 ・閉講式</td> <td>経営技術課 農業・農村振興協会 農業大学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 準備するもの 筆記用具</p> <p>7 その他関連研修 ～ IV「農業技術を学べる研修施設の概要」に掲載</p> <p>(1)かごしま営農塾 就農支援研修 P49 参照</p> <p>(2)かごしま営農塾 実践コース P50 参照</p>			月/日	時間	内容		7/3 (第1回)	19:00～19:10 19:10～21:00	・開講式 ・野菜づくりの基礎知識と 冬野菜の作り方	農業大学校 農業専門普及指導員	7/10 (第2回)	19:00～21:00	・さつまいもと野菜の作り方	農業専門普及指導員	7/24 (第3回)	19:00～21:00	・土壌・肥料の基礎知識	農業専門普及指導員	8/7 (第4回)	19:00～21:00	・病虫害の基礎知識	農業専門普及指導員	8/21 (第5回)	19:00～21:00	・農業を始めた先輩農業者の 事例紹介	農業者	8/28 (第6回)	19:00～20:45 20:45～21:00	・就農支援策、就農事例等の 紹介 ・閉講式	経営技術課 農業・農村振興協会 農業大学校
月/日	時間	内容																													
7/3 (第1回)	19:00～19:10 19:10～21:00	・開講式 ・野菜づくりの基礎知識と 冬野菜の作り方	農業大学校 農業専門普及指導員																												
7/10 (第2回)	19:00～21:00	・さつまいもと野菜の作り方	農業専門普及指導員																												
7/24 (第3回)	19:00～21:00	・土壌・肥料の基礎知識	農業専門普及指導員																												
8/7 (第4回)	19:00～21:00	・病虫害の基礎知識	農業専門普及指導員																												
8/21 (第5回)	19:00～21:00	・農業を始めた先輩農業者の 事例紹介	農業者																												
8/28 (第6回)	19:00～20:45 20:45～21:00	・就農支援策、就農事例等の 紹介 ・閉講式	経営技術課 農業・農村振興協会 農業大学校																												

～経営発展及び資金面の支援対策～

1 経営発展への支援 ～ 経営発展支援事業 (県事業名:かごしまの農業未来創造支援事業)

事業の概要説明

就農後の経営発展のために、県が機械・施設や家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース料等を対象に支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

※取組計画に応じた事業採択方式

(1) 経営発展支援事業(通常枠)

- ・対象者：認定新規就農者(就農時 50 歳未満)
※新規参入者, 親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)
※経営開始年度に要件あり
- ・支援額：補助対象事業費 上限 1,000 万円
(経営開始資金交付対象者は上限 500 万円)
- ・補助率：県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限 1/2)
【例】 国 1/2・県 1/4・本人 1/4

(2) 経営発展支援事業(特別枠(地域計画早期実現支援枠))

- ・対象者：認定新規就農者, 認定農業者(就農時 50 歳未満)
※新規参入者, 親元就農者(親の経営に従事して継承した期間の要件なし)
※経営開始年度に要件あり
- ・支援額：補助対象事業費 上限 1,200 万円
(経営開始資金との併用不可)
- ・補助率：県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限600万円)
【例】 国 1/2・県 1/4・本人 1/4

2 資金面の支援 ～ 就農準備資金、経営開始資金 (県事業名:農業次世代人材投資事業)

事業の概要説明

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階に資する就農準備資金及び就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付します。

資金の種類

(1) 就農準備資金

次世代を担う農業者になることを志向し、就農に向けて、県が認める研修機関(県立農業大学校, 農業公社等)等で研修を受ける者に対して、就農準備資金を交付する事業

- ・交付対象者：研修期間中の研修生(就農時 50 歳未満)
- ・交付金額：13.75 万円/月(最大 165 万円/年)
- ・交付期間：最長2年間

(2) 経営開始資金

次世代を担う農業者になることを志向する経営開始直後の認定新規就農者に対して、経営開始資金を交付する事業

- ・交付対象者：認定新規就農者(就農時 50 歳未満)
- ・交付金額：13.75 万円/月(最大 165 万円/年)
- ・交付期間：最長3年間

就農準備資金の交付要件【令和8年度】

交付対象者

次の1～8のすべてを満たすことが必要

- 1 就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者になることについて強い意欲を有していること。
- 2 独立・自営就農、雇用就農、親元就農のいずれかを目指すこと。
 - ・親元就農を目指す者については、親元就農後5年以内に経営を継承するか、又は親元が経営する農業法人の共同経営者になるか、又は独立・自営就農すること。(親元とは三親等以内の親族で、独立・自営就農場合、下記の要件を満たすこと)
 - ・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること、又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること。
 - ・雇用就農を目指す者については、研修終了後、1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立自営することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること
- 3 研修計画が以下の基準に適合していること。

県立農業大学校、県が認めた研修機関・農業法人等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること。
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 5 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること。
- 6 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること。
- 7 生活保護、雇用保険制度、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。また、過去に「本事業」、「農業次世代人材投資事業」、「新規就農促進研修支援事業」、「就農準備支援事業」、「就農準備・経営開始支援事業」の研修計画の承認及び交付を受けていないこと。
- 8 原則、交付期間中に、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

返還要件

以下のいずれかに該当した場合は資金を返還

- 1 適切な研修を行っていない場合
 - ・県が、研修計画に即して必要な技能を習得することができないと判断
- 2 研修終了後※1年以内に原則50歳未満で就農※をしなかった場合
 - ※準備資金の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内に準備資金の交付対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後。
 - ※就農とは、独立・自営就農、雇用就農、親元就農のいずれか
- 3 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合
- 4 親元就農者が、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、親元が経営する農業法人共同経営者にならなかった場合、又は独立・自営就農を目指す者と同じ要件を満たさなかった場合
- 5 独立・自営就農した者が、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 6 雇用就農をした者が、研修終了後、1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立自営することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること
- 7 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農状況報告、就農報告、住所変更届け等、必要な報告を定められた期間内に行わなかった場合
- 8 虚偽の申請等を行った場合

経営開始資金の交付要件【令和8年度】

交付対象者

次の1～11のすべてを満たすことが必要

- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者になることに強い意欲を有していること。
- 2 独立・自営就農であること。
 - (1) 「独立・自営就農」とは自ら作成した青年等就農計画等に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、以下の要件をすべて満たすもの。
 - ① 農地の所有権、又は利用権を有している。
 - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有、又は借りている。
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引している。
 - ④ 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳と帳簿で管理している。
 - (2) 「経営の全部又は一部継承」の場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ① 継承する経営に従事してから 5 年以内に経営を継承して、上記(1)を満たす農業経営を開始すること。
 - ② 交付期間中に、新規技術の導入など、新規参入者と同等のリスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市町村長に認められること。
- 3 青年等就農計画(経営開始資金申請追加資料)が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。

→ 農業には、農業生産のほか自ら生産した農産物を使った関連事業(農産物加工、直接販売等)も含む。
- 4 「目標地図」に位置づけられること等
→ 市町村が作成する「目標地図」に位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 5 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。

また、以下の助成金及び補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
「雇用就農資金」、「農の雇用事業」、「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」、「雇用就農者実践研修支援事業」、「経営継承・発展支援事業」、「世代交代・初期投資促進事業」のうち世代交代円滑化タイプによる助成、「雇用就農緊急支援資金」による助成金、経営発展支援事業のうち、通常枠、新規就農者確保円滑化対策のうち、初期投資促進タイプについて、補助対象の上限である 1,000 万円(夫婦で共同経営する場合は、1,500 万円)の助成金、地域計画早期実現支援枠、世代交代円滑化タイプによる助成又は「経営継承・発展支援事業」による補助金。
- 6 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合、園芸施設共済等保証に加入、又は加入が確実に見込まれること。
- 7 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること。
- 8 地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- 9 令和5年4月以降に農業経営を開始した者であること。
- 10 環境負荷低減事業活動に取り組む意思があること。
- 11 原則、交付期間中に、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

交付対象の特例

- ① 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて 1.5 人分を交付。
(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確であることが必要)
- ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付。

交付停止

- ① 交付対象者の要件を満たさなくなったとき
- ② 適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合など

返 還

・交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

青年等就農資金の概要

1 対象者

新たに農業経営を営む青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者(認定新規就農者)

ただし、経営改善資金計画について、特別融資制度推進会議の認定を受けたものに限ります。

※青年(原則18歳以上45歳未満)、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから一定期間(5年)以内のものを含み、認定農業者を除く

2 借入条件等

(1)資金使途

青年等就農計画の達成に必要な次の資金。

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。

① 施設・機械

:農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や販売施設も対象。

② 果樹・家畜等

:家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象。

③ 借地料などの一括支払い

:農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象。

※農地の取得費用は対象となりません。認定新規就農者の方が農地等を取得する場合には、経営体育成強化資金(有利子)が対象となります。

④ その他の経営費

:経営開始に伴って必要となる資材費などが対象。

(2)貸付利率:無利子

(3)借入限度額:3,700万円(特認1億円)

(4)融資期間:17年以内(うち据置期間:5年以内)

(5)担保等:実質的な無担保・無保証人

担保:原則として、融資対象物件のみ

保証人:原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ

3 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫※

(※農協、銀行等の民間金融機関を窓口とした借入も可)

無 料 職 業 紹 介 事 業

～ 農 業 法 人 等 へ の 就 職 を 応 援 し ま す ～

趣 旨

(公社) 鹿児島県農業・農村振興協会は、農業法人等への就職を通じ農業をしたい人を応援するため、無料職業紹介事業の許可(許可番号46-4-300001)を受け、「農業の職業」に限定した無料職業紹介事業を展開しています。

申込方法

県内の農業法人等から提出された求人情報を協会ホームページで公開し、求職者を募集します。

- ◆雇用を募集したい農業法人等の方 ⇒ 「求人申込の手続き」をお願いします。
- ◆農業法人等への就職を希望する方 ⇒ 「求職申込の手続き」をお願いします。

求人申込の手続き

(雇用を募集したい農業法人等の方)

対 象 者	鹿児島県内の農業法人等(農業法人、農家)
手 続 き 方 法	求人手続きとして「求人申込書」を提出してください。 提出方法は、郵送、FAX又はメールをお願いします。 但し、初回は「事業所登録シート」も必要ですが、求人申込書が届き次第、当方からシートを送付しますので、記入・返送してください。
様 式	「求人申込書(PDF版)」または「求人申込書(Word版)」
情報の公開方法	求職面談者への閲覧及び協会ホームページで公開
情報を掲載するHP	協会ホームページの「新規就農・就業」、「農業労働力確保」
有 効 期 間	受理日から3か月間 ※更新可
求人の取り消し	採用決定や、その他の理由で求人の必要なくなった場合は、求人の取り消しを行いますので、連絡してください。

求職申込の手続き

(農業法人等への就職を希望する方)

対 象 者	鹿児島県内の農業法人等への就職を希望する方
手 続 き 方 法	求職手続きとして、「求職票」に記入後、持参(または郵送)した後に連絡してください。(なるべく面談での相談を勧めています。)
様 式	「求職票(PDF版)」または「求職票(Word版)」
紹介の範囲	「農業の職業」に限定し、当方が受理した求人票の範囲
紹介の方法	「求職票」を当方が受理後、面談等で相談を受け、希望に応じて農業法人等を紹介します。 その後、当方で面接日程等の調整を行った後、「紹介状」を発行しますので、「紹介状」を持参して面接を受けてください。
求人の取り消し	採用決定や、その他の理由により紹介の必要なくなった場合は、求職の取り消しを行いますので、連絡してください。

求人情報

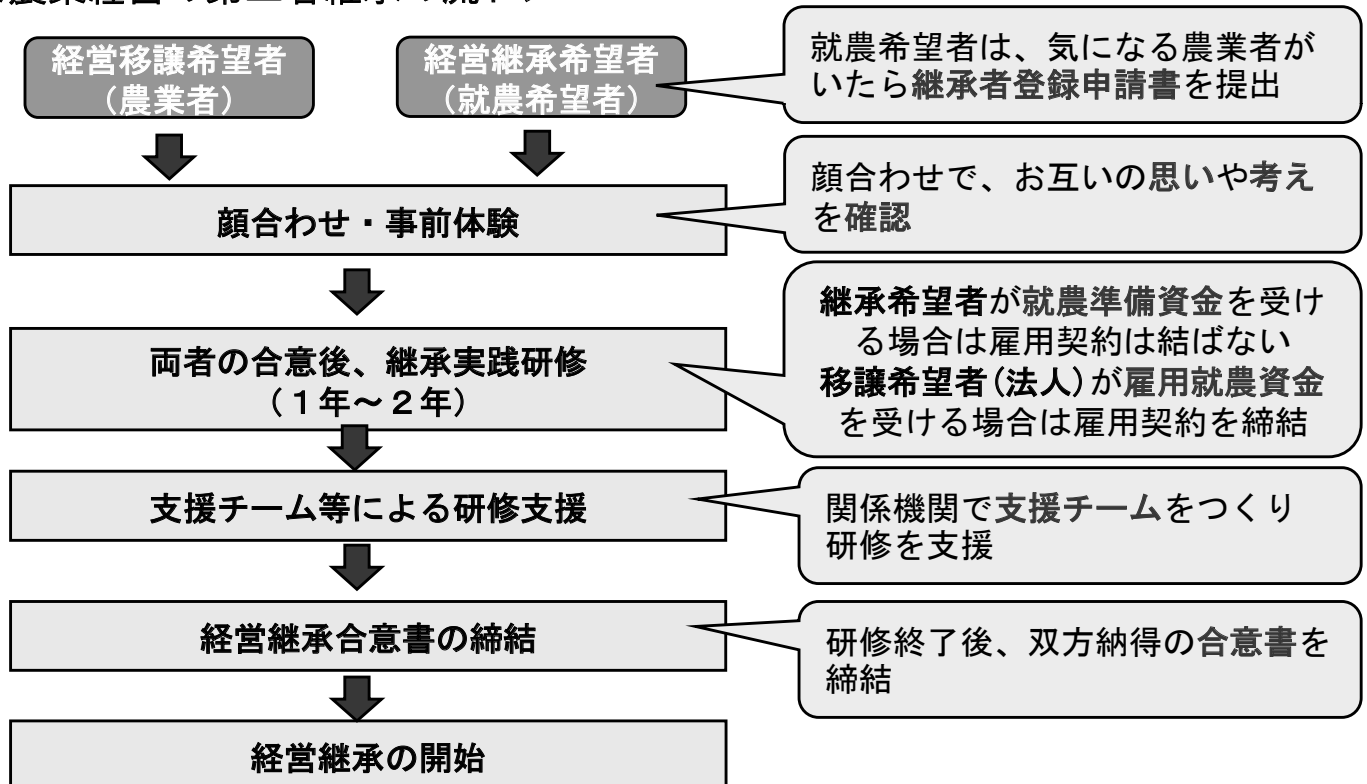
当協会のホームページ「さくらじまネット21」の無料職業紹介事業の紹介ページ(<https://ka-nosinkyoo.org/new-farmer/job-info/>)で具体的な求人条件等を閲覧することができます。

農業経営の第三者継承

■ <農業経営の第三者継承とは…>

後継者のいない農業者（経営移譲希望者）が有する経営資産（農地・機械・施設等）や営農技術等（栽培及び飼養管理技術・販路・経営管理ノウハウ等）の有形・無形資産を、地域の関係機関等が支援しながら、第三者である就農希望者（経営継承希望者）に継承する仕組みで、地域の担い手の確保・育成や地域農業の維持・継続につながることを期待されています。

■ <農業経営の第三者継承の流れ>



■ <農業経営の第三者継承のメリット>

- ・ 農地を引き継げる
- ・ 自己資金が少なくても農業を始められる
- ・ 1年目から安定的な収入を確保しやすい
- ・ 栽培に関する知見や人脈など、移譲者からの財産を活用できる

■ <農業経営の第三者継承のデメリット>

- ・ 希望している農業経営があるとは限らない
- ・ 受け継ぐ資産が大きい場合、多額の資金が必要になることもある

■ 問合せ先 公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会（TEL:099-213-7223）

雇用就農資金事業

(一社)全国農業会議所等の資料から作成

1 事業趣旨

○雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

○新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

2 助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額※1、2
雇用就農者育成 独立支援タイプ	4年間	240万円(月額5万円)
新法人設立支援 タイプ		360万円 (1-2年目は月額10万円、3-4年目は月額5万円)

※1)各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は、年間15万円(月額1.25万円)が加算されます。

※2)事業実施期間が3ヶ月未満の場合、助成金は交付されません。

3 新規雇用就農者の主な要件

- 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満(採用時点)の者であること。
- 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金(準備型)等で同様の研修を受けていないこと。

4 農業法人等の主な要件

一般社団法人全国農業会議所(事業主体)が運営する就農に関するポータルサイト「農業をはじめ.jp」をご覧ください。

5 問合せ先

一般社団法人鹿児島県農業会議(Tel:099-286-5815)



農地の取得や貸借について

◆農地の取得や貸借については、就農を希望する市町村の農業委員会に相談しましょう。

農地の取得や貸借をする場合は、農地法に基づく許可や農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定等が必要ですが、許可等を受けるためには、それぞれの法律に基づく要件を満たさなければなりません。

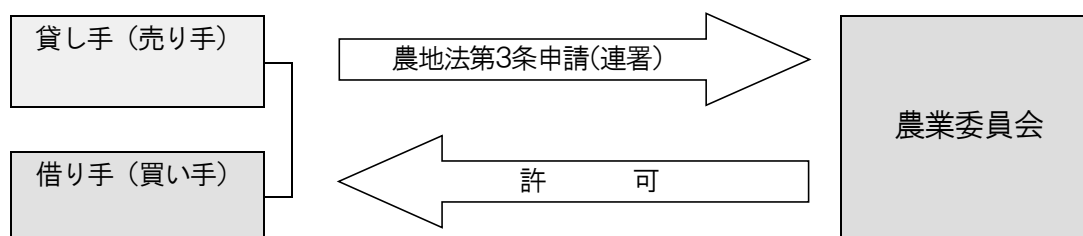
農地の取得等については、お早めに就農希望先の市町村農業委員会や農政担当課に相談されることをお勧めします。

1 農地法による農地の取得等

農地法は、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得を促進するとともに、耕作者の地位の安定と食料の安定供給の確保を目的としています。

農地法によって農地を買い入れ又は借入使用する場合は、農地の所有者と連署で「農地法第3条許可申請書」をその土地のある市町村の農業委員会に提出し、許可を受けなければなりません。

○農地法の手続き



【要件】

- ・ 農地の全てを効率的に利用すること
- ・ 必要な農作業に常時従事すること（原則150日以上）

2 農地中間管理事業の推進に関する法律による農地の貸借等

農地中間管理事業は、県の指定を受けた農地中間管理機構(公益財団法人 鹿児島県地域振興公社)(以下「農地バンク」という)が地域計画に基づき農地を借り受け、担い手等に貸借等を行う事業です。

農地中間管理事業は、市町村が、新規就農者を含む地元の農業者の農地の貸借の意向をまとめ、農地の利用集積を図るために必要な契約手続(農用地利用集積等促進計画の案の作成)を行い、農地バンクへ提出します。農地バンクは、審査等を経て県へ認可申請し、県が認可・公告することで、農地の貸借を行う事業です。

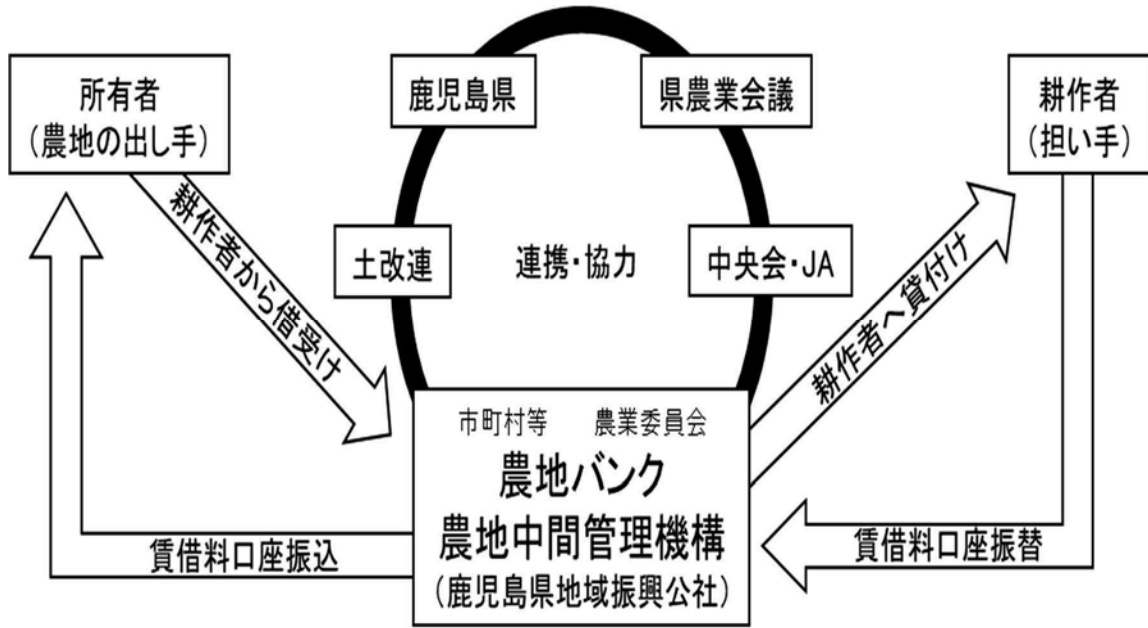
なお、賃借料は、農地中間管理機構が徴収・支払を行います。(無償(使用貸借)での設定も可能です。)

また、農地バンクでは農用地等を買い入れて、当該農用地等を売渡す事業(農地売買等支援事業)を行っています。

<耕作者のメリット>

- ・ 契約が一本化され、賃借料の口座引落手数料は農地バンクが負担します。
 - ・ 農地を集積・集約化することで、農作業の効率化や生産性の向上が図られます。
 - ・ 売買による不動産登記は、農地バンクが行います。また、登録免許税、不動産取得税の軽減が受けられます。
- 農地中間管理事業については、就農希望先の市町村農政担当課、農業委員会にご相談ください。

○農地中間管理事業の仕組み(貸借)



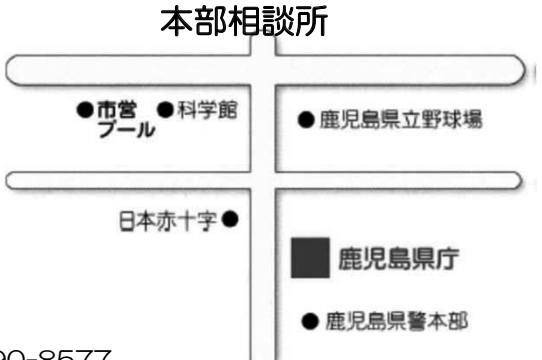
Ⅲ 新規就農相談体制

新規就農相談所のご紹介

「鹿児島県で新たに農業を始めたい方」「鹿児島県の就農支援策について知りたい方」「鹿児島県の農業法人で働いてみたい方」は、次の相談所又は支援センターに、**お気軽に御相談ください。**

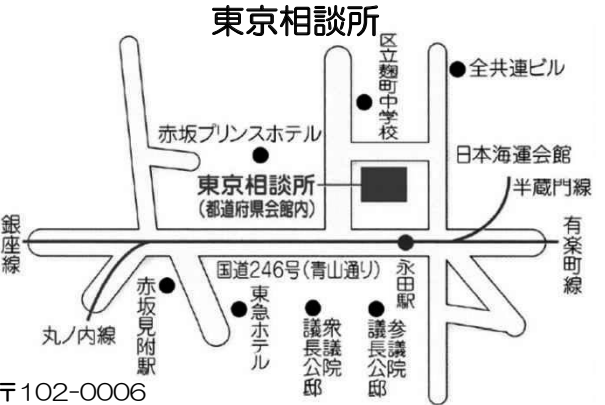
なお、新規就農相談所の本部では専任の就農アドバイザーが受入市町村や農業法人との連絡調整などを行います。

本部相談所




〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号県庁11階
電話 099(213)7223 (公社)県農業・農村振興協会
099(286)3160 鹿児島県 経営技術課
099(286)5815 鹿児島県農業会議
E-mail syunou@ka-nosinkyo.net (協会)

東京相談所



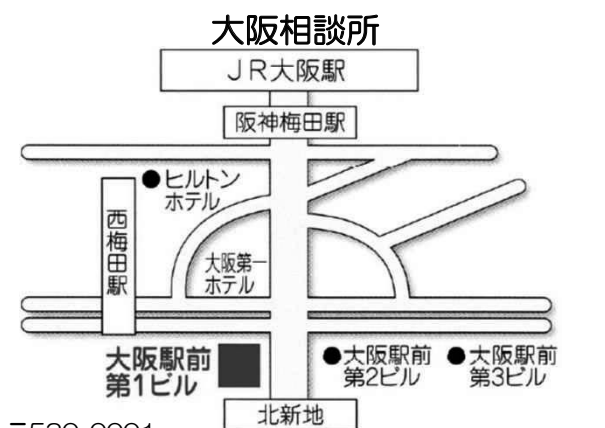
〒102-0006
東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館12階 鹿児島県東京事務所
電話 03(5212)9062 流通情報課
E-mail ryuutuu@pref.kagoshima.lg.jp

新規就農支援センター (農業大学校)



〒899-3311
日置市吹上町和田1800
電話 099(245)1074 農業研修課
E-mail nodaikyo@pref.kagoshima.lg.jp

大阪相談所



〒530-0001
大阪市北区梅田一丁目3-1-900
大阪駅前第1ビル9階鹿児島県大阪事務所
電話 06(6341)5618 流通情報第1・2課
E-mail osrj-2@pref.kagoshima.lg.jp

<p>鹿児島県新規就農相談所（本部）のホームページは右のアドレス又はQRコードをご覧ください。</p>	<p>アドレス</p> <p>https://www.ka-nosinkyo.org/new-farmer/infomation</p>
<p>QRコード</p>	

就農相談センター

所 属 名		所管区域	所 在 地	電話番号	メールアドレス
局	課				
鹿児島 地域 振興局	農政普及課 【本所】	鹿児島市, 三島村, 十島村	〒892-7520 鹿児島市小川町3-56	099-805-7373	kago-nousei-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
	日置市駐在	日置市, いちき串木野市	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-3113	hioki-nourin-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
南薩 地域 振興局	農政普及課 【本所】	枕崎市, 南さつま市, 南九州市	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	0993-52-1346	minami-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
	指宿市 十二町駐在	指宿市	〒891-0403 指宿市十二町301	0993-22-6422	ibu-keieifukyu@pref.kagoshima.lg.jp
北薩 地域 振興局	農政普及課 【本所】	薩摩川内市	〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5532	kita-fukyu-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
	出水市駐在	阿久根市, 出水市, 長島町	〒899-0202 出水市昭和町18-18	0996-63-3115	izumi-keieihukyu@pref.kagoshima.lg.jp
	さつま町駐在	さつま町	〒895-1811 薩摩郡さつま町虎居704-2	0996-52-4514	satsuma-keieihukyu@pref.kagoshima.lg.jp
伊佐 地 始 域 良 振 興 局	農政普及課 【本所】	霧島市, 始良市, 湧水町	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12	0995-63-8215	airaisa-fukyu-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
	伊佐市駐在	伊佐市	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	0995-23-5129	ookuti-nourin-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
大隅 地域 振興局	農政普及課 【本所】	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	0994-52-2142	oosumi-fukyu-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
	曾於畑地かんがい農業推進センター 農業普及課	曾於市, 志布志市, 大崎町	〒899-8102 曾於市大隅町岩川5677	099-482-1120	hatakan-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
熊毛 支庁	農政普及課 【本所】	西之表市, 中種子町, 南種子町	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0742	kumage-nousei-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
	屋久島事務所 農林普及課	屋久島町	〒891-4311 熊毛郡屋久町安房650	0997-46-2236	yakusima-nourin-fukyu@pref.kagoshima.lg.jp
大島 支庁	農政普及課 【本所】	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7274	oosima-nousei-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
	徳之島事務所 農業普及課	徳之島町, 天城町, 伊仙町	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7216	0997-82-0323	toku-fukyu-keieihukyu@pref.kagoshima.lg.jp
	沖永良部事務所 農業普及課	和泊町, 知名町, 与論町	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1	0997-92-0164	oki-fukyu-keieihukyu@pref.kagoshima.lg.jp

市町村等新規就農相談窓口

地域	市町村名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
鹿児島	鹿児島市	農政総務課	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-216-1515	099-216-1336	nosou-ninai@city.kagoshima.lg.jp
	三島村	定住促進課	892-0821	鹿児島市名山町12-18	099-222-3141	099-223-1832	teijyu01@mishimamura.jp
	十島村	地域振興課	892-0822	鹿児島市泉町14-15	099-222-2101	099-223-6720	tokaratiiki@tokara.jp
	日置市	農林水産課	899-2592	日置市伊集院町郡1丁目100番地	099-273-8870 (内線5038)	099-273-8877	nousei@city.hioki.lg.jp
	いちき串木野市	農政課	899-2101	いちき串木野市湊町1丁目1番地	0996-21-5121	0996-36-3092	nosei1@city.ichikikushikino.lg.jp
南薩	枕崎市	農政課	898-8501	枕崎市千代田町27	0993-72-1111 (内線333)	0993-73-1870	tokusan@city.makurazaki.lg.jp
	南さつま市	農村振興課	897-8501	南さつま加世田川畑2648	0993-76-1602	0993-52-0113	e_nousei@city.minamisatsuma.lg.jp
	南九州市	農業振興課	891-0792	南九州市額娃町牧之内2830	0993-36-1111	0993-36-3136	nousei@city.minamikyushu.lg.jp
	指宿市	農政課	891-0403	指宿市十二町301番地	0993-22-2111 (内線5715)	0993-27-0081	nosei@city.ibusuki.jp
北薩	薩摩川内市	畜産営農課	895-8650	薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111	0996-20-5570	einoushido@city.satsumasendai.lg.jp chikushido@city.satsumasendai.lg.jp
	阿久根市	農政林務課	899-1696	阿久根市鶴見町200番地	0996-73-1142	0996-72-2029	noseikanri@city.akune.kagoshima.jp
	出水市	農政畜産課	899-0292	出水市緑町1番3号	0996-63-2111 (内線2234) 0996-63-4123	96-63-4131	nousei_c@city.izumi.kagoshima.jp
	長島町	農政課	899-1498	出水郡長島町鷹巣1875-1	0996-86-1136	0996-86-0950	nousei@town.nagashima.lg.jp
	さつま町	担い手支援室	895-1811	薩摩郡さつま町虎居704-2	0996-53-1111 (内線2427) 0996-24-8947 (直通)	0996-52-3514	norin-ninaite@satsuma-net.jp
始良・伊佐	霧島市	農政畜産課	899-4394	霧島市国分中央3丁目45番1号	0995-64-0882 (直通)	0995-64-0944	nouchiku@city-kirishima.jp
	始良市	農政課	899-5432	始良市宮島町25	0995-55-8244	0995-66-2370	nosei@city.aira.lg.jp
	湧水町	産業振興課	899-6292	始良郡湧水町木場222	0995-74-3111	0995-74-4249	norin-k@town.yusui.kagoshima.jp
	伊佐市	農政課	895-2701	伊佐市菱刈前目2106	0995-26-1365	0995-26-1244	nousei_shinkou@city.isa.lg.jp
大隅	鹿屋市	農政課 畜産課	893-8501	鹿屋市共栄町20番1号	0994-31-1183 0994-31-1118	0994-43-2140 0994-44-3730	nousei@city.kanoya.lg.jp chikusan@city.kanoya.lg.jp
	垂水市	農林課	891-2192	垂水市上町114番地	0994-32-1224	0994-32-6625	t_nousei@po.city.tarumizu.kagoshima.jp
	東串良町	農林水産課	893-1693	肝属郡東串良町川西1543	0994-63-3123	0994-63-3138	keizai@higashikushira.com
	錦江町	産業振興課	893-2392	肝属郡錦江町城元963	0994-22-3036	0994-22-1951	seisan@town.kinko.lg.jp
	南大隅町	経済課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226	0994-24-3128	0994-24-3119	k-ns@town.minamiosumi.lg.jp
	肝付町	農業振興課	893-1207	肝属郡肝付町新富98	0994-65-8417	0994-65-2520	nousei@town.kimotsuki.lg.jp

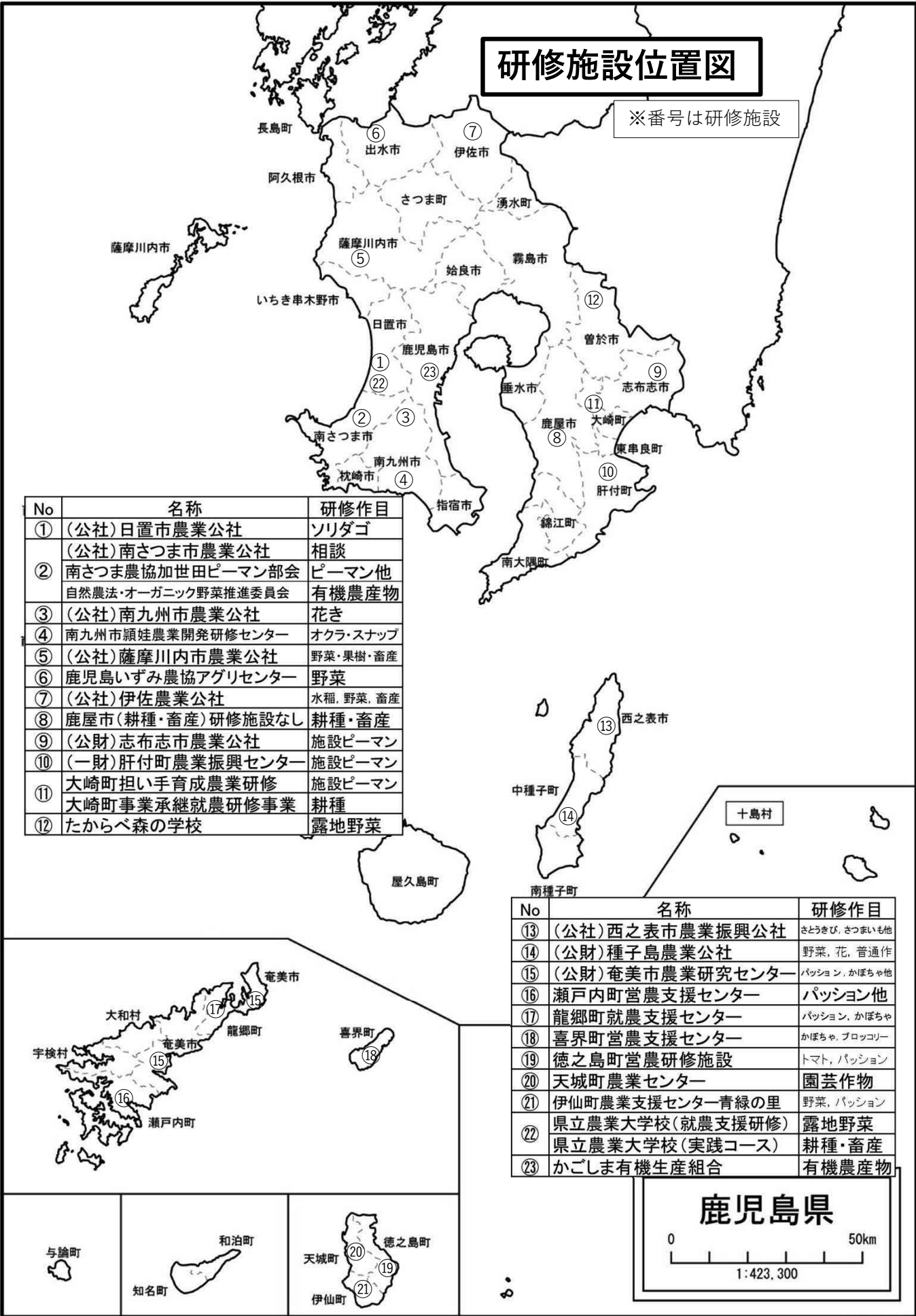
市町村等新規就農相談窓口

地域	市町村名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
大隅	曾於市	農政課	899-8692	曾於市末吉町二之方1980	0986-76-8808	0986-76-7285	nousei@city.soo.lg.jp
		大隅支所産業振興課	899-8102	曾於市大隅町中之内9135	099-482-5950	099-482-4690	o-keizai@city.soo.lg.jp
		財部支所産業振興課	899-4192	曾於市財部町南俣460番地1	0986-72-0938	0986-72-0830	t-keizai@city.soo.lg.jp
大隅	志布志市	農政畜産課 農業サポートセンター	899-7492	志布志市有明町野井倉1756	099-474-1111 (内線165) (内線178)	099-474-0466	nousei1@city.shibushi.lg.jp
		農林振興課	899-7305	曾於郡大崎町仮宿1029	099-476-1111 (内線511)	099-476-1662	tokusan@town.kagoshima-osaki.lg.jp
熊毛	西之表市	農林水産課	891-3193	西之表市西之表7612	0997-22-1111 (内線245)	0997-24-3115	nouseikanri@city.nishinootomote.lg.jp
		農林水産課	891-3692	熊毛郡中種子町野間5186	0997-27-1111	0997-27-3634	naka-nourin@town.nakatane.kagoshima.jp
		総合農政課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上2793-1	0997-26-1111 (内線318)	0997-26-0209	nousei4@town.minamitanetane.lg.jp
		産業振興課	891-4207	熊毛郡屋久島町小瀬田849-20	0997-43-5900	0997-43-5905	nourin@town.yakushima.kagoshima.jp
大島	奄美市	農林水産課	894-8555	奄美市名瀬幸町25番8号	0997-52-1111	0997-69-3259	norin@city.amami.lg.jp
		産業振興課	894-3192	大島郡大和村大和浜100番地	0997-57-2153	0997-57-2955	sangyo@vill.yamato.lg.jp
		産業振興課	894-3392	大島郡宇検村湯灣915	0997-67-2215	0997-67-2987	m-takamura@uken.net
		農林課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23	0997-72-1174	0997-73-1019	einou@town.setouchi.lg.jp
		農林水産課	894-0192	大島郡龍郷町浦110	0997-69-4524	0997-62-2535	nourinsuisan@town.tatsugo.lg.jp
		農業振興課	891-6202	大島郡喜界町灣1313	0997-65-0692	0997-65-2797	sangyo-g2@town.kikai.lg.jp
		農林水産課	891-7192	大島郡徳之島町亀津7203	0997-82-1150 (内線323)	0997-82-1101	nourin@tokunoshima-town.org
		農政課	891-7692	大島郡天城町平土野2691-1	0997-85-5257	0997-85-3110	nousei04@yui-amagi.com
		経済課	891-8293	大島郡伊仙町大字伊仙1842	0997-86-3116	0997-86-2055	keizai02@town.isen.kagoshima.jp
		経済課	891-9192	大島郡和泊町和泊10番地	0997-84-3518	0997-92-2935	keizai@town.wadamari.lg.jp
		農林課	891-9295	大島郡知名町知名1100	0997-84-3164	0997-93-5176	nourin@town.china.lg.jp china17@town.china.lg.jp
		産業課	891-9301	大島郡与論町茶花1418-1	0997-97-4924	0997-97-4196	sangyou@yoron.jp
その他・関係機関	かごしま有機生産組合		891-0101	鹿児島市五ヶ別府町3646	099-282-6867	099-282-9060	k-organic@chikyubatake.jp
	たからべ森の学校		899-4102	曾於市財部町北俣5410-1	0986-28-6120	0989-28-6121	thankyou55@t-morinogakkou.jp
	鹿児島県立農業大学校(農業研修課)		899-3311	日置市吹上町和田1800	099-245-1074	099-296-6352	nodaikyo@pref.kagoshima.lg.jp
	日本政策金融公庫鹿児島支店		892-0843	鹿児島市千日町1-1 センターラス天文館5階	099-805-0511	099-226-5155	ankagoshima@jfc.go.jp

IV 農業技術を学べる研修施設の概要

研修施設位置図

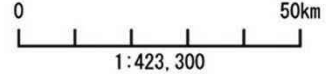
※番号は研修施設



No	名称	研修作目
①	(公社)日置市農業公社	ソリダゴ
	(公社)南さつま市農業公社	相談
②	南さつま農協世田ピーマン部会	ピーマン他
	自然農法・オーガニック野菜推進委員会	有機農産物
③	(公社)南九州市農業公社	花き
④	南九州市頰娃農業開発研修センター	オクラ・スナップ
⑤	(公社)薩摩川内市農業公社	野菜・果樹・畜産
⑥	鹿児島いずみ農協アグリセンター	野菜
⑦	(公社)伊佐農業公社	水稻, 野菜, 畜産
⑧	鹿屋市(耕種・畜産)研修施設なし	耕種・畜産
⑨	(公財)志布志市農業公社	施設ピーマン
⑩	(一財)肝付町農業振興センター	施設ピーマン
⑪	大崎町担い手育成農業研修	施設ピーマン
	大崎町事業承継就農研修事業	耕種
⑫	たからべ森の学校	露地野菜

No	名称	研修作目
⑬	(公社)西之表市農業振興公社	さとうきび, さつまいも他
⑭	(公財)種子島農業公社	野菜, 花, 普通作
⑮	(公財)奄美市農業研究センター	パッション, かぼちゃ他
⑯	瀬戸内町営農支援センター	パッション他
⑰	龍郷町就農支援センター	パッション, かぼちゃ
⑱	喜界町営農支援センター	かぼちゃ, ブロッコリー
⑲	徳之島町営農研修施設	トマト, パッション
⑳	天城町農業センター	園芸作物
㉑	伊仙町農業支援センター青緑の里	野菜, パッション
㉒	県立農業大学校(就農支援研修)	露地野菜
	県立農業大学校(実践コース)	耕種・畜産
㉓	かごしま有機生産組合	有機農産物

鹿児島県



自地図専門店 freemap.jp

日置市

① 公益社団法人 日置市農業公社

研 修	研修作物	【施設】ソリダゴ(花き)
	研修期間	2年間(但し2年目は独立採算方式による研修)
	研修費用	特にありません
	研修内容 ・方法等	農業公社において、研修作物の栽培管理及び農業技術を研修します。研修と並行して農地の確保や就農計画、農業経営といった就農に向けた準備を行います。
募 集	募集時期と人員	年間随時募集 若干名
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が概ね 50 歳未満である方。 ・市が指定する就農計画の認定を受けること。 ・研修終了後も引き続き本市に定住し就農できる方。 ・就農のための自己資金のある方。
	見学・体験	研修を希望される方は、事前に体験研修をした者で、申請等の手続きを済ませ、認定審査で合格した方を研修生として受け入れます。
支 援	研修中の支援	<p>研修 1 年目は、研修手当として、単身者 12 万円/月、夫婦 18 万円/月を支給。研修 2 年目は、独立採算方式による研修。</p> <p>【住宅助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅手当(家賃を支払っている場合のみ 15, 000 円を限度に支給) ・住宅改装費支援(住宅改装が必要と認める経費について 100 万円を上限に助成) <p>※上記、手当て助成は、就農準備資金との重複支給はしません。</p>
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	<p>農地は、農業委員会、農業公社が斡旋する。</p> <p>機械・施設等は、各種補助事業を活用し導入する。</p>
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		<p>公益社団法人 日置市農業公社</p> <p>〒899-3301 日置市吹上町中原 2847</p> <p>TEL:★099-245-1700 FAX:099-208-1200</p> <p>E-mail:hioki-kousya@po5.synapse.ne.jp</p> <p>日置市役所 農林水産課 TEL:099-273-8870</p>

南さつま市

②-1 公益社団法人南さつま市農業公社

研 修	研 修 作 物	就農希望者と検討
	研 修 期 間	新規参入者:2年間 新規就農者(農業後継者):1年間
	研 修 費 用	研修費用は特にない。
	研 修 内 容 ・ 方 法 等	南さつま市農業公社で, 学科(栽培技術・経営研修), 実習(公社の直営農場), 先進地視察研修等を行う。
募 集	募集時期と人員	通年募集 若干名
	募 集 条 件	・農業で自立しようとする意思と能力を備えている者で, 研修後も引き続き, 南さつま市金峰町地区に居住する者 ・概ね50歳未満の者(ただし, 独身者は概ね35歳以下の者)
	見学・体験	随時見学・体験可能。下記の募集問い合わせ先に連絡を
支 援	研修中の支援	新規参入者 独身及び単身研修 月額10万円 夫婦研修 月額15万円 新規就農者 独身研修 月額 6万円
	就農の際の支援 (農地, 機械・施設等)	・各種支援事業や補助事業の活用により支援 ・市農業委員会と南さつま市農業公社が協力して農地を斡旋
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		〒899-3403 南さつま市金峰町尾下 1679 番地 公益社団法人 南さつま市農業公社 TEL:★0993-77-3811 南さつま市農村振興課 農政係 TEL:0993-76-1602(内線 2514)

南さつま市

②-2 南さつま農協加世田ピーマン部会

研 修	研 修 作 物	ピーマン、その他地域農産物
	研 修 期 間	1年間(開始時期、期間は相談可)
	研 修 費 用	一部負担有
	研 修 内 容 ・ 方 法 等	市内先進農家の受け入れによる実践実習 関係機関による勉強会の実施
募 集	募 集 時 期 と 人 員	通年募集 若干名
	募 集 条 件	農業に対する固い意志と意欲がある方 概ね45歳以下の健康である方 研修終了後も本市に居住・就農出来る方
	見 学 ・ 体 験	研修前の見学・体験調整可能
支 援	研 修 中 の 支 援	<支援> 南さつま市新規就農者就農研修支援事業 月額 125,000円以内(夫婦で研修生となる場合 187,500円以内) 研修中の住居支援なし
	就 農 の 際 の 支 援 (農地、機械・施設等)	
その連絡先 募集問合せ先は★印		〒897-8501 鹿児島県南さつま市加世田川畑 2648 番地 南さつま市農村振興課 生産流通係 TEL:★0993-76-1603 FAX:0993-52-0113 E-mail:e_seisan@city.minamisatsuma.lg.jp

研 修	研修作物	自然農法農産物・有機農産物(果菜類、葉茎菜類、根菜類)
	研修期間	1年間(開始時期、期間は相談可)
	研修費用	一部負担有
	研修内容 ・方法等	市内先進農家の受け入れによる実践実習 関係機関による勉強会の実施
募 集	募集時期と人員	通年募集 若干名
	募集条件	自然農法や有機農業に関心をもち、有機農業を志す方 就農予定時の年齢が原則 49 歳以下であること 研修終了後も本市に居住・就農出来る方 委員会活動に参加・協力すること(研修中・研修後) など
	見学・体験	研修前の見学・体験調整可能
支 援	研修中の支援	<支援> 南さつま市新規就農者就農研修支援事業 月額 125,000 円以内(夫婦で研修生となる場合 187,500 円以内) 研修中の住居支援なし
	就農の際の支援 (農地、機械、施設等)	農地の移譲については要相談
その連絡先 募集問合せ先は★印		〒897-8501 鹿児島県南さつま市加世田川畑 2648 番地 南さつま市農村振興課 生産流通係 TEL:★0993-76-1603 FAX:0993-52-0113 E-mail:e_seisan@city.minamisatsuma.lg.jp URL:organic-minamisatsuma.jp

南九州市

③ 公益社団法人南九州市農業公社

研 修	研修作物	クルクマ、キク、その他花き
	研修期間	研修開始は原則4月1日 原則2年間
	研修費用	研修費用は特になし
	研修内容 ・方法等	農業公社が運営する研修施設で、生産技術や経営管理技術まで、南九州市・南薩地域振興局・南さつま農業協同組合・いぶすき農業協同組合・南九州市農業公社が指導・助言を行います。
募 集	募集時期と人員	4月～10月末まで 毎年2名程度 を募集
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・南九州市に定住すること。 ・市内において専業で農業に従事し、将来にわたって自ら農業経営を行う50歳未満の方 ・就農のための自己資金を保有している方
	見学・体験	随時見学・体験可能
支 援	研修中の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・月額8万円(2年間)を支給。なお国の新規就農者育成総合対策(就農準備資金)の対象とならない者には、3.5万円(24箇月を限度)を奨励金として上乘せ。
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ・機械施設・・・各種補助事業及び農業公社農業機械等貸付事業の活用 ・農地・・・南九州市農業委員会の斡旋
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		〒897-0215 南九州市川辺町平山 3234 番地 担当：壽山 博久 TEL：★0993-56-1111(内線 4259・4260) FAX：0993-56-5846 メールアドレス：kw-nou131001@po4.synapse.ne.jp

南九州市

④ 南九州市颯娃農業開発研修センター

研 修	研修作物	オクラ、スナップえんどう等
	研修期間	4月1日から2年間
	研修費用	原則無料
	研修内容 ・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・研修センターにおいて、野菜農家として自立できるように、土づくりから収穫・出荷作業等の研修を行います。 ・研修センターでの研修は圃場実技研修の他、週2回は専門教科の講義を行います。
募 集	募集時期と人員	随時募集 若干名
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・研修後は南九州市に居住し、農業に従事する方で、原則として50歳未満の方 ・500万円以上の自己資金を保有している方
	見学・体験	随時見学可能
支 援	研修中の支援	<p>研修手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額8万円を限度に支給。なお、国の新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の対象とならない者には、月額3.5万円（24箇月を限度）を奨励金として上乘せ。 <p>住宅等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者はセンター内に単身専用宿泊施設を完備（1名入居可） ・夫婦については、随時相談を受ける
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・・・農業委員会の斡旋 ・機械・施設等・・・制度資金等活用による支援
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		<p>〒891-0704 南九州市颯娃町別府 8089 番地</p> <p>南九州市農業振興課 総合研修係 担当：小中原・久保</p> <p>TEL：★0993-38-2881 FAX：0993-38-2882</p>

薩摩川内市

⑤ 公益社団法人薩摩川内市農業公社

研 修	研修作物	(耕種部門) いちご、らっきょう、ゴーヤー、ごぼう、やまのいも、 きんかん、ぶどう (畜産部門) 畜産
	研修期間	(耕種部門) 12ヶ月以上24ヶ月以内 (畜産部門) 12ヶ月程度
	研修費用	耕種部門は、研修費用は特にない。 畜産部門は、研修先で必要な費用(宿泊費、教材費等)
	研修内容 ・方法等	(耕種部門) 1年目 基礎研修(経営、簿記、機械、土壌、肥料、気象、 農薬、病害虫等) 栽培研修(公社ほ場研修及び農家への派遣研修) 2年目 栽培研修(公社ほ場研修及び農家への派遣研修) (畜産部門) 鹿児島県農業総合開発センターにおける研修を受講
募 集	募集時期と人員	随時 5名程度まで募集
	募集条件	・本市に住所を有している方(畜産部門はこの限りではない) ・年齢が60歳以下である方 ・研修終了後、本市で5年以上就農することが見込まれる方
	見学・体験	現在のところ実施していない。
支 援	研修中の支援	【研修手当】 国の就農準備資金により年額 165 万円以内、または、市の単独事業 (新規就農支援金補助金)により、年額 165 万円以内 (夫婦研修の場合は、年額 247.5 万円以内) *生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者、 市税等の滞納がない者 【住宅】 市営住宅を希望される場合は紹介できます。
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	(農地) 農業公社、農業委員会による農地の斡旋 (機械・施設) 国、県、市の助成制度の活用
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		〒895-1106 薩摩川内市東郷町斧淵7000番地 (公社)薩摩川内市農業公社 TEL:0996-42-1880 FAX:0996-42-1881 E-mail: s-senngk_ngr@po4.synapse.ne.jp 〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号 薩摩川内市役所 TEL:0996-23-5111 FAX:0996-20-5570 農業政策課:E-mail: nosei@city.satsumasendai.lg.jp 畜産営農課:E-mail: einoushido@city.satsumasendai.lg.jp

出水市

⑥ 鹿児島いずみ農業協同組合アグリセンター (出水市畑作技術振興促進センター)

研 修	研 修 作 物	施設(ハウス)野菜品目及び露地野菜品目
	研 修 期 間	1年以内(8月から翌年7月まで)
	研 修 費 用	特にありません
	研 修 内 容 ・ 方 法 等	施設野菜を中心に、露地野菜を組み合わせた栽培研修及び育苗研修
募 集	募集時期と人員	2月上旬～4月中旬 2名以内
	募 集 条 件	農業経営に対する固い意志と意欲のある農業経営者や新規就農希望者等で、研修終了後も本市に居住し就農できる、年齢が50歳未満の方
	見学・体験	下記募集問い合わせ先までご相談ください
支 援	研修中の支援	研修生1名当たり月額15万円を上限に助成。 (ただし、研修終了後専業農家として農業経営が開始されない、または、5年以上農業経営を実施しない場合は、研修助成金相当額の返還を求めます。) ※新規就農者育成総合対策(就農準備資金)の交付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと。月額15万円から準備型資金月額相当12万5千円を差し引いた月額2万5千円を支給。
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	関係機関による情報提供、斡旋
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		出水市畑作技術振興促進センター 〒899-0401 出水市高尾野町大久保 2525 番地 1 鹿児島いずみ農業協同組合 営農支援部 営農支援課 TEL:★0996-68-1038 FAX:0996-64-2633 メールアドレス:izm-e-sidou01@ks-ja.or.jp 出水市農林水産部 農政畜産課 農業振興係 TEL:0996-63-4123 FAX:0996-63-4131 メールアドレス:nousei_c@city.izumi.kagoshima.jp

伊佐市

⑦ 公益社団法人 伊佐農業公社

研 修	研修作物	水稲, 根深ねぎ, かぼちゃ, ごぼう, 畜産 (その他, 希望作物で公社が対応できる場合は相談に応じます)
	研修期間	原則4月～翌年3月又は翌々年3月(概ね1年以上～2年以内) (開始時期及び期間は相談可)
	研修費用	保険に全員加入していただき自己負担。他は特に必要ありません。
	研修内容 ・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受入農家先のもとで農業の実践研修を行う。 ・各講習会等による農業の基本的知識, 経営の基礎等を学び, 実践研修を通じて農業経営・生産技術等, 農業全般に関する知識と技術を習得し, 就農に向けた準備を行う。
募 集	募集時期と人員	4月から翌年3月まで 1名～4名
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・伊佐市の農業の担い手として, 営農意欲にあふれる農業後継者(新規就農者)等で, 研修終了後も伊佐市内に定住し就農する方。 ・自己資金, 生活資金等貯蓄のある方。
	見学・体験	なし
支 援	研修中の支援	国の就農準備資金を活用可(審査・要件有り)
	就農の際の支援 (農地, 機械・施設等)	伊佐市農業委員会と連携し農地斡旋の相談に応じます。 機械や施設等は, 作物経営状況等により伊佐市農政課と連携し各種補助事業の相談に応じます。
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		〒895-2522 伊佐市大口大島 1109 (公社)伊佐農業公社 E-mail: isa-a-pc@aurora.ocn.ne.jp TEL: ★0995-22-5581 FAX: 0995-28-0218

鹿屋市

⑧-1 鹿屋市農政課(耕種部門)

研 修	研修作物	農作物全般 ※ただし、研修カリキュラムを作成でき、かつ研修を受け入れられる農家がいること。
	研修期間	原則1年以内 (鹿屋市農業公社で研修を受ける場合は、原則2年以内)
	研修費用	無料
	研修内容 ・方法等	・農業公社又は生産組織等の農場に赴き研修を受ける。 ・基本的には1年後又は2年後に独立就農できるように栽培技術のみならず経営に関することも学ぶこと。
募 集	募集時期と人員	随時募集・概ね3名/年(予算の範囲内)
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市に居住し、中核的農業者となり得る者 ・18歳以上50歳未満までの者で、就農意欲が高いと認められる者 ・研修終了後直ちに5年以上農業に従事する者 ・鹿屋市が推進する各種農業施策に協力的な者 ・市税の滞納がない者 ・国の就農準備資金の交付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと。
	見学・体験	要相談
支 援	研修中の支援	【農業研修資金】 農業公社又は生産組織等で農業研修を行う研修生への生活資金の助成 ・単身者 月額 15万円以内 ・夫婦 月額 20万円以内 ※国の就農準備資金の交付を受ける単身者には、月額 2.5万円を助成する。 【住居について】 ・空き家バンクの活用もしくは地元不動産で検索
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	【就農開始資金】 ・当該研修を終えた者に対し、就農開始時に必要な経費を一部助成する。 ・50万円以内(1回のみ)
運営団体事務局等 所在地、連絡先 募集問合せ先は★印		〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号 経営体育成係 ★Tel 0994-31-1183 E-mail: nousei@city.kanoya.lg.jp URL https://www.city.kanoya.lg.jp/nourin/shinkishunoushien.html

鹿屋市

⑧-2 鹿屋市畜産課(畜産部門)

研 修	研修作物	畜産全般 ※ただし、研修カリキュラムを作成でき、かつ研修を受け入れられる農家がいること。
	研修期間	原則2年以内
	研修費用	無料
	研修内容 ・方法等	<ul style="list-style-type: none"> 生産組織等の農場に赴き研修を受ける。 基本的には2年後に独立就農できるように育成等技術のみならず経営に関することも学ぶこと。
募 集	募集時期と人員	随時募集・概ね1名/年(予算の範囲内)
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> 鹿屋市に居住し、中核的農業者となり得る者 18歳以上50歳未満までの者で、就農意欲が高いと認められる者 研修終了後直ちに5年以上農業に従事する者 鹿屋市が推進する各種農業施策に協力的な者 市税の滞納がない者 国の就農準備資金の交付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと。
	見学・体験	要相談
支 援	研修中の支援	<p>【農業研修資金】</p> <p>生産組織等で農業研修を行う研修生への生活資金の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身者 月額15万円以内 夫婦 月額20万円以内 <p>※国の就農準備資金の交付を受ける単身者には、月額2.5万円を助成する。</p> <p>【住居について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家バンクの活用もしくは地元不動産で検索
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	<p>【就農開始資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該研修を終えた者に対し、就農開始時に必要な経費を一部助成する。 100万円以内(1回のみ)
運営団体事務局等 所在地、連絡先 募集問合せ先は★印		<p>〒893-8501</p> <p>鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号</p> <p>畜産課畜産振興係 ★Tel 0994-31-1118</p> <p>E-mail chikusan@city.kanoya.lg.jp</p> <p>URL http://www.city.kanoya.lg.jp/chikushin/sangyo/chikusan/shinkishien.html</p>

志布志市

⑨ 公益財団法人志布志市農業公社

研 修	研修作物	施設ピーマン
	研修期間	7月～翌々年6月(2年間)
	研修費用	特にありません
	研修内容 ・方法等	・研修期間は2年間で、公社のハウスで研修します。 ・2年目は一般農家と同じく、独立経営方式で実践的研修を行います。
募 集	募集時期と人員	毎年12月まで募集 6名(夫婦3組)程度
	募集条件	農業に対する固い意志と意欲のある農業経営者や新規就農希望者等で、研修終了後も引き続き市内に居住し就農できる方
	見学・体験	研修を希望される方は、事前に体験研修をした者で、申請等の手続きを済ませ、予備審査及び決定審査で合格した方を研修生として受け入れます。
支 援	研修中の支援	[1年目] 公社のハウスで研修し、研修手当として1人当たり月額15万円(夫婦25万円)を支給 [2年目] 公社のハウスで研修し、一般農家と同じく独立経営方式(研修手当は支給なし。) [住居助成] 1万円を超える家賃に対し、最高1万円を限度として助成(1年間)する。
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	[農地] 志布志市農業委員会、農業公社が斡旋する。 [機械・施設] 補助事業を活用し、導入する。
施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		(公財)志布志市農業公社 本所 〒899-7503 志布志市有明町蓬原 1423 番地 1 TEL:★099-475-2290 FAX:099-475-2339 E-mail: info@shibushi-apc.jp URL: http://www.shibushi-apc.jp/ 松山事業所 〒899-7602 志布志市松山町泰野 379 TEL:099-487-8239 FAX:099-481-4500 志布志市役所有明庁舎 農政畜産課農政グループ 〒899-7492 志布志市有明町野井倉 1756 番地 TEL:099-474-1111(内線 165) FAX :099-474-0466 E-mail: nousei1@city.shibushi.lg.jp

肝付町

⑩ 一般財団法人肝付町農業振興センター

研 修	研修作物 (従事品目)	①新規就農研修:施設ピーマン ②雇用就農:きゅうり、その他野菜
	研修期間 (雇用期間)	①2年以内(8月から翌々年7月まで) ②最長3年(就業状況を審査して単年度雇用契約を更新する)
	研修費用	研修費用は特になし
	研修内容 ・方法等	①町所有ハウスを使用し、実地・座学研修を行います。 2年目はサラリー型+自立経営方式で実践的な模擬経営を行います。 ②嘱託職員としてセンター管理農場で作業に従事し、就農に必要な知識と経験を身に着け就農計画の具体化を目指します。
募 集	募集時期と人員	①8月受入れ 3戸 ②随時 若干名(予算の範囲内)
	募集条件	①新規就農研修 ・研修開始の日において原則43歳未満の方 ・就農準備及び就農後当面の生活を賄える自己資金がある方 ・就農後の労働力(家族・雇用)に目途がある方 ・その他 ②雇用就農 ・肝付町で独立就農する意欲と計画を持つ原則50歳未満の方 ・その他
	見学・体験	受け入れ無料(要日程調整、宿泊費・交通費等は自己負担)
支 援	研修中の支援	①[1年目] ・生活支援:夫婦研修 月額31.25万円、単身研修 月額20万円 ※国の就農準備資金との重複支給は行わない ・住宅賃借料:賃借料の1/3補助(上限13,000円/月) ・通勤費支援:センター規程による [2年目] ・サラリー型+自立経営方式(黒字分全額支給) 夫婦研修 月額29万円以上 単身研修 月額20万円以上 ・住宅賃借料:賃借料の1/3補助(上限13,000円/月) ②給与等:月額18.5万円・賞与年2回+(黒字分最大月額1ヶ月分支給)・時間外その他諸手当あり 福利厚生:社会保険・労働保険・有給休暇等あり
	就農の際の支援 (農地・機械・施設等)	・農業委員会等と連携して就農用地確保を支援します。 ・農業機械等の初期投資を抑えるため、研修修了生の耕耘等の機械作業について、センターが優先的に支援します。 ・補助事業の申請支援を行政と連携して行います。
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		〒893-1206 鹿児島県肝付郡肝付町前田3241番地1 一般財団法人 肝付町農業振興センター Tel:★0994-45-4311 Fax:0994-45-4310 E-mail:info@k-apc.or.jp HP: http://k-apc.or.jp/

大崎町

⑪-1 大崎町農業公社農業研修

研 修	研修作物	施設ピーマン
	研修期間	2年間
	研修費用	特になし
	研修内容 ・方法等	大崎町農業公社が管理する研修ハウス内でピーマンを栽培 ※県開催の農業基礎講座、簿記研修やJAの現地検討会等の指導体制あり
募 集	募集時期と人員	1組(夫婦での研修を推奨)
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね45歳未満で、心身共に健康な方。 ・大崎町に定住できる方(研修開始時に移住、研修後も定住できる方) ・事前研修として2日以上の上の作業体験を終えた方 など
	見学・体験	随時可能
支 援	研修中の支援	報償費:最大320万円/年 活動費:最大180万円/年
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	就農農地のあっせん支援 就農時の施設、機械導入のために活用する補助事業を検討し、申請の手続きを支援
研修施設等所在地、 連絡先 募集問合せ先は★印		住所:〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町假宿1029番地 TEL:099-476-1111 FAX:099-476-1662 担当者名:農林振興課 営農推進係 中川 E-mail:tokusan@town.kagoshima-osaki.lg.jp URL:https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/

大崎町

⑪-2 事業承継就農研修

研 修	研修作物	承継元農家が生産技術及び販路を確保している栽培品目
	研修期間	最長3年間
	研修費用	特になし
	研修内容 ・方法等	承継元農家の指導の下、栽培管理を行う。 2週間毎、研修スケジュールの打ち合わせを実施。
募 集	募集時期と人員	原則1組 受入農家：果樹2件（令和8年3月時点）
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね45歳未満で、心身共に健康な方。 ・大崎町に定住できる方（研修開始時に移住、研修後も定住できる方） ・地域おこし協力隊推進要綱の要件に合致する方であり、地域おこし協力隊員として採用できる方。（合致しない場合、要相談） ・研修開始前までに承継に必要な諸条件に関し、双方の同意が得られていること。 ・事前研修として2日以上の上の作業体験を終えた方 など
	見学・体験	随時可能
支 援	研修中の支援	報償費：予算の範囲内で対応します。 （地域おこし協力隊制度の場合：最大320万円/年） 活動費：予算の範囲内で対応します。 （地域おこし協力隊制度の場合：最大200万円/年）
	就農の際の支援 （農地、機械・施設等）	就農農地のあっせん支援 就農時の施設、機械導入のために活用する補助事業を検討し、申請の手続きを支援
連絡先 募集問合せ先は★印		住所：〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町假宿1029番地 TEL：099-476-1111 FAX：099-476-1662 担当者名：農林振興課 営農推進係 中川 E-mail：tokusan@town.kagoshima-osaki.lg.jp URL：https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/

曾於市

⑫ たからべ森の学校

研 修	研 修 作 物	露地野菜(はくさい、だいこん、キャベツ、にんじん他)
	研 修 期 間	5月下旬～11月下旬
	研 修 費 用	無料 ※テキスト代(約 15,000 円)と保険(約 5,000 円)が必要となります。
	研 修 内 容 ・ 方 法 等	“いち”から育てる野菜栽培作業、農機具の仕組み・操作、そしてパソコンを使った生産・栽培管理や農産加工、インターネット販売管理など、農業分野への就業にむけて基礎から学び、必要な知識と技術を習得できます。
募 集	募 集 時 期 と 人 員	募集期間:4月～5月 募集人員:20名
	募 集 条 件	雇用保険受給者で、公共職業安定所長の受講指示を受けることができる方。それ以外の求職者の方で、公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けることができる方。 受講を希望される方は、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。
	見 学 ・ 体 験	4月～5月に事前説明会を開催しています。 詳しくはお問い合わせください。
支 援	研 修 中 の 支 援	遠方からの通学の方は、通学が困難な方に、研修期間中に利用できる住居(シェアハウス)を用意しています。家賃は無償です。水道・光熱費のみ実費負担をお願いしています。詳しくはお問い合わせください。
	就 農 の 際 の 支 援 (農地、機械・施設等)	—
研 修 施 設 等 の 所 在 地 及 び そ の 連 絡 先		〒899-4102 鹿児島県曾於市財部町北俣5410- 1 たからべ森の学校 TEL:0986-28-6120 FAX:0986-28-6121 E-mail:thankyou55@t-morinogakkou.jp URL:https://t-morinogakkou.jp/

西之表市

⑬ 公益社団法人 西之表市農業振興公社

研 修	研修作物	さとうきび, さつまいも, ばれいしょ, スナッフえんどう
	研修期間	【前期】4月 から 翌々年3月まで (2年間) 【後期】9月 から 翌々年8月まで (2年間)
	研修費用	なし
	研修内容 ・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・作物栽培に関する基本的な知識の習得に関すること。 ・肥料, 農薬, 植物生理などに関する基本的な知識の習得, 土づくりに関すること。 ・研修圃場での作物栽培の実践による技術の習得に関すること。 ・農業機械の操作技術に関すること。 ・農業経営に関する基礎的な知識の習得に関すること。 ・その他就農するために必要なこと。
募 集	募集時期と人員	通年 若干名
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者育成総合対策に規定する就農準備資金の交付要件を満たす者。 ・研修終了後, 西之表市において就農する者。 ・原則として, 研修開始時の年齢が 43 歳未満であり, 就農時が 45 歳未満である者。 ・研修修了後の就農運転資金(概ね 200 万円以上)の保有を証明できる者。ただし, 親元就農, 雇用就農を予定している場合はこの限りではない。 ・市税等の滞納がない者。 ・研修申込書の提出時点で西之表市に住民票がない者にあつては, 研修開始日までに住民票を西之表市に移すこと。
	見学・体験	可(但し, 事前に必ず連絡をしてください。)
支 援	研修中の支援	新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金
	就農の際の支援 (農地, 機械・施設等)	市による機械導入補助あり(補助率1/2以内, 上限50万円) 卒業後2年間は市公社への作業委託料減額措置あり
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		〒891-3101 鹿児島県西之表市西之表 4384-2 公益社団法人 西之表市農業振興公社 担当 事務局長 西浦 竜也 TEL: ★0997-22-2121 FAX: 0997-22-2232

中種子町

⑭ 公益財団法人 種子島農業公社

研 修	研修作物	露地野菜、花卉、普通作物 等
	研修期間	6月1日から翌々年5月(2年)
	研修費用	特になし
	研修内容 ・方法等	実地研修を中心とした安定した農業技術の習得
募 集	募集時期と人員	9月～翌年3月末(原則として)2名
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・中種子町に居住して、研修後同町にて就農すること。 ・48歳未満の健康な者
	見学・体験	・要相談
支 援	研修中の支援	・国の就農準備資金
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	・農業公社及び関係機関による情報提供・斡旋
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		住所:〒891-3604 鹿児島県熊毛郡中種子町野間 4287-1 TEL:★0997-27-1253 FAX:0997-27-1190 担当者名:事務局長 長田 勝彦 E-mail:taf2@ac.auone-net.jp

奄美市

⑮ 公益財団法人 奄美市農業研究センター

施設名称		奄美市農業研修センター	笠利営農支援センター
研 修	研修作物	パッションフルーツ、かぼちゃ、実えんどう等	
	研修期間	2年間	
	研修費用	原則なし	
	研修内容・方法等	野菜・果樹など農業基礎講座やパッションフルーツ等の栽培技術研修、先進地視察研修、各種講習会への参加など自立に向けた各種研修の実施。	
募 集	募集時期と人員	毎年1月から3月末まで募集 4名以内	
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を職業として選択し、かつ本市の重点振興品目の栽培を主に希望する者で、就農意欲が高い者 ・研修期間中、本市に住所を有する者で、研修終了後に本市において就農する者 ・普通自動車免許を所持する者 ・研修開始日の年齢が18歳から60歳以下の健康な者 ・自己資金等の条件が整っている者 	
	見学体験	随時見学可能 下記の問い合わせ先に連絡を。	
支 援	研修中の支援	研修生1人当たり日額5,800円を農業研修助成金として支給する。ただし、農業研修生を助成する他の制度との重複支給は行わない。	
	就農の際の支援	研修終了後、ハウスの無償貸与、堆肥の助成、農業機械受託手数料の免除、小型農機具の無償貸与(2年間)	
研修施設等の所在地及びその連絡先		〒894-0773 奄美市名瀬大字朝戸 1489	〒894-0624 奄美市笠利町大字須野 1076
		奄美市役所名瀬総合支所 農林水産課 TEL:0997-52-1111 奄美市役所笠利総合支所 農林水産課 TEL:0997-63-1111 公益財団法人奄美市農業研究センター TEL:0997-54-9001 URL: https://www.city.amami.lg.jp E-mail:nourin01@city.amami.lg.jp	

瀬戸内町

⑩ 瀬戸内町営農支援センター

研 修	研修作物	パッションフルーツ、その他品目
	研修期間	7月～翌年6月(1年間)
	研修費用	特にありません
	研修内容・方法等	営農支援センターの研修施設において、パッションフルーツの実践的な栽培技術を習得するとともに、農業基礎講座による農業の基礎知識等を学びながら、就農に向けた模擬経営をおこないます。
募 集	募集時期と人員	3月～4月下旬 若干名を募集
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を職業として選択し、自主的努力を基本に自立経営農家を目指した就農意欲が高いと認められる者 ・本町に住所を有し、研修後も本町において農業に従事できる者 ・年齢が概ね18歳から65歳未満の健康な者 ・自己資金等の条件が整っており、農地の確保が見込まれる者 ・普通自動車運転免許証を有する者 ・身元保証人が1名いる者
	見学・体験	随時見学可能。下記連絡先まで連絡ください。
支 援	研修中の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就農準備資金 ・中高年の就農支援(瀬戸内町ふるさとUターン就農支援) ・研修に係る資機材の支給及び貸出 ・青年等就農計画・営農計画等の作成支援
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会、農地中間管理機構が中心となり、農地に関する情報を提供します。 ・農業機械の貸出、各種補助事業の導入に係る支援をおこないます。 ・町サポートハウスの活用(最長4年) ・新規就農者総合対策(経営開始資金) ・瀬戸内町ふるさとUターン就農支援
研修施設等の所在地及びその連絡先 募集問合せ先は★印		〒894-1522 大島郡瀬戸内町嘉鉄 瀬戸内町役場 農林課 農業振興係 〒894-1592 大島郡瀬戸内町古仁屋字船津 23 番地 TEL: ★0997-72-1174(農林課直通) FAX:0997-72-1120 E-mail: einou@town.setouchi.lg.jp

龍郷町

⑰ 龍郷町就農支援センター

研 修	研修作物	パッションフルーツ、かぼちゃ
	研修期間	2年間
	研修費用	原則無料
	研修内容 ・方法等	研修用ハウス・ほ場を活用した栽培実践研修、農業基礎講座等による座学研修、先進地視察研修、その他自立に向けた各種研修
募 集	募集時期と人員	募集時期：前年度の1～3月 募集人員：若干名
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立経営農家を目指した就農意欲が高いと認められる者 ・ 本町に住所を有する者で、研修終了後に本町において就農する者 ・ 普通自動車運転免許を有する者 ・ 地域社会と融和し、中核的な担い手として地域の発展に寄与できる者 ・ 年齢が概ね18歳から59歳以下の健康な者 ・ 自己資金等の条件が整っており、農地の確保が見込まれる者 ・ 身元保証人が1名いる者
	見学・体験	要相談
支 援	研修中の支援	年間150万円の支給
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	就農支援センター卒業後、1年間はハウス1棟を無償提供 パイプハウスリースや荒廃農地解消事業等の各種補助事業の活用
運営団体等事務局 所在地、連絡先 ※募集問合せ先は★印		住所：〒894-0192 TEL：0997-69-4524（直通）★ FAX：0997-62-2535 担当者名：大瀬 詞文 E-mail：nourinsuisan@town.tatsugo.lg.jp URL： https://www.town.tatsugo.lg.jp/nourinsuisan/sangyo/nogyo/kensyuusei.html

喜界町

⑱ 喜界町営農支援センター

研 修	研修作物	かぼちゃ、ブロッコリー、トマト、パッションフルーツ、白ごま 等
	研修期間	1年間(例年:9月～翌年8月まで)
	研修費用	なし
	研修内容 ・方法等	農業経営に必要な基礎的な農業技術及び知識を習得するため、農機の使い方から出荷まで一連の農業研修を実践的に行います。
募 集	募集時期と人員	時期:4月～7月頃 人員:2名程度(予算の範囲内)
	募集条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 義務教育を修了していること。 2 研修終了後引き続き3年以上本町において農業に従事できること。 3 研修開始時の年齢が44歳未満であること。ただし、募集定員に満たない場合、44歳未満を54歳未満と読み替えることとする。 4 普通運転免許(AT不可)を取得済みであること。 5 自己資金300万円程度(要残高証明)
	見学・体験	見学は随時可能。体験については要相談。
支 援	研修中の支援	喜界町農業後継者育成事業 ・定額交付金:月額12万円支給 ・成績評価交付金:研修中の生産実績等々を評価し、成果に応じて交付金を支給(上限250万円)
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	・研修終了後、希望者は最大3年間町のビニルハウスを賃借可。 ・国庫助成の計画作成支援あり。
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		【研修施設】 住所:〒891-6202 大島郡喜界町湾1313番地 喜界町役場 農業振興課 営農支援チーム 〒891-6292 大島郡喜界町湾1313番地 TEL:★0997-65-0692 FAX:0997-55-3688 E-mail:sangyo-g2@town.kikai.lg.jp

徳之島町

⑱ 徳之島町営農支援センター (研修施設)

研 修	研修作物	トマト、パッションフルーツ、苗物
	研修期間	8月から7月(2年間)
	研修費用	—
	研修内容 ・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業基礎講座 ・施設栽培実習(トマト、パッションフルーツ) ・部会研修実習
募 集	募集時期と人員	2名/隔年
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢45歳未満 ・施設園芸志向者、新規就農者 ・JA部会に加入できる方 ・研修期間終了後、徳之島町で5年以上営農を実施できる方
	見学・体験	なし
支 援	研修中の支援	日額5,500円支給
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を活用し、KPハウス導入を推進 ・町農業委員会と連携し、就農に必要な農地の斡旋
研修施設等の所在地 及びその連絡先 (募集問い合わせ先は★印)		<p>〒891-7425 大島郡徳之島町花徳 765 番地</p> <p>徳之島役場 農林水産課農政係</p> <p>〒891-7192 大島郡徳之島町亀津 7203 番地</p> <p>TEL: ★0997-82-1150(内線 323)</p> <p>FAX: 0997-82-1101</p> <p>E-mail: nourin@tokunoshima-town.org</p>

天城町

⑳ 天城町農業センター

研 修	研修作物	園芸作物（野菜、果樹、花き）
	研修期間	1年間（9月1日～翌年8月31日）
	研修費用	特にありません
	研修内容 ・方法等	施設園芸作物の基礎知識と栽培技術の習得
募 集	募集時期と人員	毎年6月頃 3名程度
	募集条件	・本町に住所を有し、研修後も本町において引き続き農業に従事できる者
	見学・体験	見学は随時受付
支 援	研修中の支援	研修手当 日額 5,000 円
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	研修終了後、2年間ハウスの無償貸与制度あり。
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		〒891-7623 大島郡天城町瀬滝1405 天城町役場 農政課 農業センター係 ★TEL：0997-85-2214 FAX：0997-85-3254 メールアドレス：nousenta03@yui-amagi.com

伊仙町

②1 伊仙町農業支援センター青緑の里

研 修	研修作物	キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、はくさい、ばれいしょ、落花生、枝豆、かぼちや、トウモロコシ、なす、ピーマン、オクラ、さつまいも、生姜、きゅうり、パッションフルーツ、ミニトマト、とうがん等
	研修期間	入所日より1年間
	研修費用	研修費用0円
	研修内容 ・方法等	町の圃場を活用した各品目の土壌作り、育苗、定植、栽培、収穫までの研修、土壌分析等
募 集	募集時期と人員	通年 1名
	募集条件	町内居住者に限る
	見学・体験	随時
支 援	研修中の支援	町から日額5,800円を支給
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	農業委員会と連携した農地の相談等
修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		〒891-8201 大島郡伊仙町伊仙 2638 ★伊仙町農業支援センター 青緑の里 TEL:0997-86-2711 FAX:0997-86-2711 担当者名:徳・義山 E-mail:keizai02@town.isen.kagoshima.jp URL:無

鹿児島県

㉒-1 県立農業大学校 (かごしま営農塾 就農支援研修)

研 修	研修作物	露地野菜
	研修期間	令和8年7月～9年3月 週2回（原則、月・木曜日） 午前9時～午後3時 開講式：令和8年7月23日（木） 閉講式：令和9年3月 4日（木）
	研修費用	・傷害保険料、教材等の研修に必要な経費
	研修内容 ・方法等	露地野菜等に関する基礎知識・技術についての講義及び実務研修 ※講義：露地野菜を中心とした農業の基礎的知識の学習 ※実習：は種から収穫・出荷調整までの栽培管理、農業機械操作等
募 集	募集時期と人員	令和8年5月22日（金）から6月26日（金）まで募集（予定） 20名程度（定員になり次第締め切り）
	募集条件	県内で就農を希望し、年齢が概ね70歳までで、次の要件に該当する者 (1) 研修終了後、5年以内に経営耕地面積10a以上、または、年間の農産物販売金額15万円以上になることが見込まれる者 (2) 就農に向けて農業の基礎的知識・技術の習得を目指す者 ただし、自給のための家庭菜園希望者は対象外とする。
	見学・体験	
支 援	研修中の支援	
	就農の際の支援	
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		農業大学校教修部農業研修課 担当：松崎 〒899-3311 日置市吹上町和田 1800 TEL：★099-245-1074 FAX：099-245-6352 E-mail：nodaikyo@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県

㉒-2 県立農業大学校 (かごしま営農塾 実践コース)

研 修	研修作物	農学部(野菜科・花き科・果樹科・茶業科) 畜産学部(肉用牛・酪農)の各学科で、各学科との調整により決定。
	研修期間	受講期間は、受講希望者との研修計画作成により設定する。 概ね1週間以上～
	研修費用	・教材等にかかる経費。 ・宿泊研修を希望する場合は、傷害保険・家財保険料、農業研修館の利用に必要な経費など研修期間中の生活に必要な経費。
	研修内容 ・方法等	(1)養成部門講義の聴講 (2)養成部門での実習 (技術習得を希望する作目の栽培実習)
募 集	募集時期と人員	随時 2名程度
	募集条件	鹿児島県内で就農を予定しており、就農地、経営作目が決定(内定)している者等(認定新規就農者)で、年齢は原則45歳未満。2名程度。
	見学・体験	
支 援	研修中の支援	
	就農の際の支援 (農地、機械・施設等)	
研修施設等の所在地 及びその連絡先 募集問合せ先は★印		農業大学校教修部農業研修課 担当:松崎 〒899-3311 日置市吹上町和田 1800 TEL:★099-245-1074 FAX:099-296-6352 E-mail:nodaikyo@pref.kagoshima.lg.jp

県内各地

㉓ かごしま有機生産組合

研 修	研修作物	有機農産物(果菜類, 葉茎菜類, 根菜類)
	研修期間	随時実施(開始時期及び期間は相談可)
	研修費用	無料
	研修内容 ・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習 希望する品目について, 希望就農地近隣の直営農場や有機農家において, 準備, 播種・定植, 管理, 収穫・出荷の一連の作業を組合職員や有機農家と一緒に挙う OJT により, 実践的な有機農業の技術・経験の習得を行います。 ・ 座学 鹿児島市の組合本部で, 組合職員及び有機農業有識者による生産(土づくり, 病虫害防除, 各品目の栽培技術等), 経営(経営計画, 農業簿記等)に係る勉強会を月に1回程度行います。 ※ 遠方の方は web での参加も可能です ・ 視察 有機生産農家を訪問しての見学, 座談会等を行います。 ・ その他 組合の地域ごとの支部会, 品目部会などへの参加により, 有機農業を実践している農家と現場で今起こっていること等の生きた情報交換や人的ネットワークの構築を行います。
募 集	募集時期と人員	随時募集
	募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業を始めたい方 ・直営農場や農家での OJT を挙うため, 実習先と円滑なコミュニケーションが取れる, 時間を守る等の最低限の社会的なルールやマナーのある方 ・向上心を持って, 地道に実習に取り組める方 ・実習先まで自分で移動できる方
	見学・体験	下記連絡先に相談あれば, 随時可能。
支 援	研修中の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・研修手当なし ・県や希望就農地域の自治体等の行政機関と連携して, 国の就農準備資金等の申請を支援します。
	就農の際の支援 (農地, 機械・施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県や希望就農地域の自治体等の行政機関と連携して, 農地・機械・施設の取得を支援します。 ・組合での仕入れや直営店舗での販売など, 生産された農産物の販売を支援します。
連絡先 募集問合せ先は★		有限会社 かごしま有機生産組合 〒891-0101 鹿児島市五ヶ別府町 3646 TEL:099-282-6867 メールアドレス:k-organic@chikyubatake.jp ホームページ: https://kofa.jp/

V 市町村の新規就農支援施策

IV 市町村の新規就農支援施策

【鹿児島地域】

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
鹿児島市	新規就農者支援対策事業	○市民農業塾 植付から収穫までの栽培管理や農業機械の操作等の実技・講義を実施し、就農に必要な基本的な知識や技術を習得するもの ・就農春期コース(3月～7月 全13回) ・就農秋期コース(8月～12月 全13回)	・市内に住所を有する18歳以上70歳未満の方 ・将来、本市で就農することを目標としている方	農政総務課 担い手育成係 TEL:099-216-1515 FAX:099-216-1336 ※オンライン相談可
		○先進農家研修 就農が現実的となってきた方に対して、先進農家で実践的な技術や経営ノウハウを学ぶ研修(3ヶ月～6ヶ月)を支援するもの	・市内に住所を有する18歳以上50歳未満の方 ・研修終了後、本市で農業経営に従事し、これを生業とする意欲のある方 ・研修の全課程に参加可能である方 ・研修作物は、野菜、花き、果樹、茶、畜産など	
		○新規就農者の経営開始初期の経営安定を図るため、生産施設(ビニールハウス)の設置及び農業機械等の購入に対して助成(補助率)4分の3以内(限度額250万円)	・新規就農者 ※要件等については、お問合せください	
	農産物生産振興事業	○園芸作物の生産安定と品質向上を図るため、ビニールハウス等の施設整備や生産資材等の購入に対して助成(補助率)3分の1以内	・農業者団体	生産流通課 農業係 TEL:099-216-1340
三島村	定住促進対策事業	○研修・就農時の生活資金等 ・一人世帯 子牛1頭又は現金30万円 ・二人以上世帯 子牛1頭又は50万円 ○定住支度金 フェリーみしまの各種運賃の合計もしくは100,000円のいずれか低い額を支給 ○助成金の交付 ・一人世帯 月額 85,000円 ・二人世帯 月額 100,000円 加算 第1子 20,000円 第2子 10,000円 →以下、子どもが増す毎に 10,000円/人を加算	・世帯主の年齢が55歳以下である世帯に属し、自己負担による現地下見が可能である次の各号に規定するいずれかの条件を満たす者とする。 (1)日本国籍を有する者。 (2)世帯主もしくは、世帯主の配偶者が日本国籍を有する者、及びその家族。 (3)永住者として日本において在留資格を有する者。 (4)世帯主及びその配偶者がどちらも日本において永住者の在留資格を持つ夫婦、及びその家族。	定住促進課 TEL:099-222-3141 FAX:099-223-1832 E-mail: teijyu01@mishimamura.jp
十島村	新規就農者の経営準備資金等の貸付	○新規就業計画書に記載している整備投資のため産業振興資金を活用償還猶予3年	・56歳未満 ・住所を定めて5年以内の生産基盤が確立されていない農林水産業を営もうとするもの	地域振興課 定住促進室 TEL:099-222-2101 FAX:099-223-6720 E-mail: tokaratiiki@tokara.jp
	就業者育成奨励金	○後継者及び新規参入者 ・単身で従事した場合 5～7千円/日 ・家族で従事した場合 8～10千円/日 ○体験希望者 ※3ヶ月まで ・単身で従事した場合 3千円/日 ・家族で従事した場合 5千円/日 ○指導者 ・自作作業を兼ねる場合4千円/日以内 ○資質の向上と技術の習得をするため、地域外において村長が認定した農林水産業等の研修を行う場合、奨励金を送付 ・農家実地研修 7千円/日(15万円が限度) ・先進地研修 7千円/日(15万円が限度) ・研修施設等での研修受講 7千円/日(15万円が限度)	・後継者及び新規参入者 ・体験希望者 ※3ヶ月まで ・指導者 資質の向上と技術の習得をするため、地域外において村長が認定した農林水産業等の研修を行う場合、奨励金を送付	

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
十島村	産業振興資金貸付	○農業・林業用機械購入及び機械修繕又は施設建設及び修繕に必要な資金500万円以下、但し複数購入の場合は800万円以内 ○生産牛、肥育牛の購入及び肥育に必要な資金500万円、但し複数購入の場合は300万円以内 ○農地及び草地の土壌改良に係る費用及び農林業における資材購入に必要な資金300万円以内 ○肉用子牛の肥育に必要な資金及び村奨励作物の栽培に必要な資金50万円以内 ○その他産業振興上必要と認められる資金	・貸付金の償還が75歳に終了すること ・本村に住所を有するもので住所を定めてから1年以上経過している者	地域振興課 定住促進室 TEL:099-222-2101 FAX:099-223-6720 E-mail: tokaratiiki@tokara.jp
日置市	農林漁業新規就業支援事業	○研修期間(2年を限度)は生活費を交付する。 ・単身者(月額) 12万円 ・夫 婦(月額) 18万円 ○研修期間中、家賃を払っている場合月額15,000円を限度として支給する。	・市内に住所を有すること ・年齢が50歳以下の者 ・指定する就農計画の認定を受けた者 ・日置市内で継続して就農すること ・概ね500万円以上の自己資金があること	農林水産課 TEL:099-273-8870 E-mail: nousei@city.hioki.lg.jp 日置市農業公社 TEL:099-245-1700
	農林漁業新規就業住宅改修費支援事業	○住宅の改装経費の内100万円を限度として助成する。	・新規就農者が居住を希望する借家及び取得した家屋 ・借家の場合、所有者の承諾と5年以上の賃貸契約	
	農林漁業後継者就業支援事業・就業祝い金	○就農祝金50万円を交付する ○1年間を限度に支援金を交付する(市内経営基盤のある者) ・単身者:月額10万円 ・夫 婦:月額15万円	・市内に住所を有すること ・年齢が50歳以下の者 ・指定する就農計画の認定を受けた者 ・日置市内で継続して就農すること	
いちき串木野市	新規就農者支援金	○1人につき1回限り、支援金50万円を給付する。 ただし、夫婦ともに就農する場合(共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて75万円を給付する。	・新たに専門的に就農した者で、販売農家(経営面積が30a以上、又は農畜産物販売金額が50万円以上の農家)であること ・市内に住所を有し、かつ生活の根拠を有する者であつて、おおむね55歳以下である者 ・実践的な農業経営を1年以上経験し、今後も継続的に就農する意思がある者	農政課 農林係 TEL:0996-21-5121 FAX:0996-36-3092 E-mail:nosei1@city.ichikikushikino.lg.jp

【南薩地域】

枕崎市	農業人材育成事業	○ファームサラリーの支援 ・研修:新規参入者:月額15万円(12ヶ月を基本とし24ヶ月を限度とする) ・就農後継者:年額:12万円(祝い金として一括払い) ・新規参入者:単身:月額 15万円 夫婦:月額20万円(12ヶ月を限度とする) 支援終了後5年間就農した場合、返還免除	・枕崎市内に住所を有し(又は有することが見込まれ)、市内で就農を希望するもので農業従事日数が年間150日以上見込まれ、申請時点で18歳以上50歳以下であること	農政課 特産振興係 TEL:0993-72-1111(内線 333) FAX:0993-73-1870 E-mail:tokusan@city.makurazaki.lg.jp
	農業後継者育成対策事業	農業後継者:月額10万円(就農後1年間) 経営開始資金(国庫)の対象とならない新規就農者を対象とする	・枕崎市内に居住する者。 ・農業により生計を営むことを目的に年200日以上農業に従事する者または従事することが見込まれる者。 ・継承予定農家に就農を開始した日において50歳未満である者。	農政課 特産振興係 TEL:0993-72-1111(内線 333) FAX:0993-73-1870 E-mail:tokusan@city.makurazaki.lg.jp

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
南さつま市	農村農業人材育成確保事業	○新規参入者「ファームサラリー」 単身で就農する者：月額7万円 夫婦で就農する者：月額12万円 研修期間中の者：月額15万円 支援期間：1年間(ただし、研修を必要とする場合は2年) ○農業後継者「就農一時金」 単身で就農する者：24万円 夫婦で就農する者：36万円 (ともに、一時金のうち6万円は相当額の 小農機具)	・南さつま市内で新規参入者もしくは農業 継者として、農業に従事ようになった 者で、加世田・笠沙・大浦・坊津地区に居 住又は居住しようとする者 ・農業従事日数が年間150日以上見込ま れ、申請時において50歳未満の者	農村振興課 農政係 TEL:0993-76-1602 FAX:0993-52-0113 E-mail:e_nousei@ city.minamisatsuma.lg.jp
	農業担い手育成 研修事業	○研修期間及び手当 新規参入者 2年間 ・独身及び単身：月額10万円 ・夫婦：月額15万円 新規就農者(後継者) 1年間 ・独身：月額6万円 ○その他 住宅・農地の斡旋	・農業で自立しようとする意思と能力を備 える者で、研修後も引き続き南さつま市 金峰 地区に居住する者 ・概ね50歳未満の者 (ただし、独身者は概ね35歳以下)	公益社団法人 南さつま市農業公社 TEL:0993-77-3811 農村振興課 農政係 TEL:0993-76-1602
	新規就農者就農 研修支援事業	○就農に向けて先進農家において研修 を受ける者に対して助成金を支給 <研修内容> ・公益社団法人南さつま市農業公社が 認めた先進農家で農業経営に必要な技 術や知識、農家生活、地域との連携等 について習得することを目的とする実践 研修 <助成金額及び助成期間> ・独身及び単身：月額125,000円以内 (年間150万円) ・夫婦：月額187,500円以内 ・助成期間：1年以内	・市内に居住し、又は居住しようとする者 ・就農予定時の年齢が、原則50歳未満で ある者 ・本市で独立・自営就農又は農業経営の 後継者として就農を目指す者 ・常勤の雇用契約を締結していない者 ・生活保護、農業次世代人材投資事業な ど生活費を支給する他の事業による給付 を受けていない者	農村振興課 農政係 TEL:0993-76-1602 FAX:0993-52-0113 E-mail:e_nousei@ city.minamisatsuma.lg.jp
南九州市	新規参入者就農 支援事業	○下記の新規就農者育成確保対策事 業の新規就農者の助成金対象	・南九州市額姪農業開発研修センターで 研修する者 ・義務教育を終了した者で、農業で自立し ようとする意欲のある原則50歳未満の健 康な男女で、研修終了後は市内で農業に 従事する者 ・新規就農者は500万円以上の自己資金 を有すること	南九州市額姪農業開発 研修センター TEL:0993-38-2881
		○下記の新規就農者育成確保対策事 業の新規就農者の助成金対象	・公益社団法人南九州市農業公社で研修 する者 ・南九州市で農業経営を希望する農業後 継者及び新規就農者等 ・研修期間2年 ・研修中も研修後も本市に居住し、かつ本 市に住所を有する者で引き続き就農でき る50歳未満で健康な者	公益社団法人 南九州市農業公社 TEL:0993-56-1111 (内線 4259)
	新規就農者育成 確保対策事業	○新規就農者 後継者：250,000円(一括支給) 新規参入：単身：月額50,000円(1年間) 夫婦：月額80,000円(1年間) ○新規研修者(2年間限度) 月額35,000 円 ※新規研修については、南九州市額 姪農業開発研修センター、南九州市農 業公社が月額80,000円を負担する ○南さつま農協管内は上記以外に下記 金額を追加する 新規就農者 後継者：小農具 新規参入：単身：月額35,000円(1年間) 夫婦：月額60,000円(1年間)	・市内に居住し、住所を有する者 ・年間農業従事日数が200日以上 ・申請時点で50歳未満 ・研修は南九州市額姪農業開発研修セ ンターまたは南九州市農業公社に限る	南九州市 農業振興課 農政係 TEL:0993-36-1111
	南九州市認定新 規就農者等収入 保険制度加入支 援事業	加入初年度～3年目：農家が負担する 保険料(掛捨て)の1/2 (2年目、3年目 は1/3) ※1経営体(農家)当り3年間を限度に補 助(1年目：上限16万円、2年目、3年目： 上限10万円)	○本市に住所を有する者 ○青年等就農計画の認定者又は令和6 年度以降初めて認定を受けた認定農業者 であること。	南九州市 農業振興課 農政係 TEL:0993-36-1111

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
指宿市	ニューファーマー講座	本市の主要品目であるオクラ、豆類を栽培する新規就農者や栽培経験の少ない生産者を対象に、現地研修を実施し、基礎技術と基礎知識の習得を支援。	・就農3年目までの新規就農者 ・希望する就農3年目以降の農業者	南薩地域振興局農政普及課(指宿市十二町駐在) TEL:0993-22-6422 指宿市農政課農政企画係 TEL:0993-22-2111
	新規就農者収入保険制度支援対策事業補助金	青年等就農計画の認定者であり、収入保険の加入年度において認定期間内、または認定期間終了後3年以内の認定農業者であること	加入初年度～3年目:農家が負担する保険料(掛捨て)の1/2 ※1経営体(農家)当り3年間を限度に補助(上限16万円)	指宿市農政課農業制度係 TEL:0993-22-2111

【北薩地域】

薩摩川内市	新規就農者支援金補助金	○薩摩川内市農業公社研修事業研修への生活支援 ・年額150万円 ・農業経営に関する主宰権がないものは、年額上記の2分の1 ・支給期間:最長24ヶ月	・生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者であること ・本市税等の滞納がない者であること	①畜産営農課 営農指導グループ TEL:0996-23-5111 (内線4461) FAX:0996-20-5570 E-mail: einoushido@city.satsumasendai.lg.jp ②畜産営農課 畜産指導グループ TEL:0996-23-5111 (内線4231) FAX:0996-20-5570 E-mail: chikushido@city.satsumasendai.lg.jp
		○新規就農者への生活費の支援 ・就農開始3年間、年額150万円 ・支給期間:最長3年間	・生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者であること ・本市税等の滞納がない者であること ・認定新規就農者等であること	
		○新規就農者への機械・施設等導入支援 ・事業メニュー 農業機械、農業施設、優良種苗、小規模基盤整備	・認定新規就農者等 ・本市税等の滞納がない者であること	
		○親元就農希望者・UIターン就農希望者への生活支援 ・研修開始から2年間、年額24万円 ・支給期間:最長2年間	・認定農業者等の先進的農家の元で研修を行う者 ・本市税等の滞納がない者であること	
阿久根市	阿久根市壮年世代新規就農者支援事業	本市で新たに独立就農する壮年世代の新規就農者に対し、就農直後の経営の安定を図り、担い手農家の確保を推進するため、給付金を交付します。 ・交付期間 45歳以上55歳未満:最長2年間 55歳以上60歳以下:最長1年間 ・給付金額 交付期間6ヵ月につき50万円	・阿久根市に住所を有していること ・青年就農給付金、農業次世代人材投資資金又は新規就農者育成総合対策資金の交付を受けたことがないこと ・独立・自営就農時の年齢が45歳以上60歳以下であって、農業経営者となることについて強い意欲を有していること ・農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けた者であること ・農地の所有権又は利用権を有していること ・主要な農業機械・施設を所有又は借りていること ・生産物や生産資材等を本人名義で出荷・取引すること ・経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理すること ・本人が農業経営に関する主宰権を有していること	農政林務課 農政管理係 TEL:0996-73-1142 FAX:0996-72-2029 E-mail:noseikanri@city.akune.kagoshima.jp
	新規就農者支援事業	鹿児島いずみ農業協同組合アグリセンターで受講し、独立・自営就農を目指すものに対して、研修費用の一部を支援します。 【研修内容】 ・研修期間:2年以内 ・研修作物:施設・露地野菜等 ・研修手当 研修生1人当たり月額15万円 ・募集人員:2人	・50歳未満で阿久根市に住所を有する者 ・研修終了後、5年以上農業経営する者 ・国の研修支援(新規就農者育成総合対策(就農準備資金))の交付要件を満たす者は、原則としてその手続を行うこと	鹿児島いずみ農業協同組合 営農支援部営農支援課 TEL:0996-68-1038
出水市	新規就農者支援対策事業	○研修生の受け入れ ・研修期間:1年間 ・研修作物:施設野菜等(ミニトマト等予定) ・募集人員:2人 ○研修手当 ・研修期間1年間の支援措置 ・研修生1人当たり月額15万円	・50歳未満で出水市内に住所を有する者 ・研修終了後、5年以上農業経営をする者 ・新規就農者育成総合対策(就農準備資金)の交付要件を満たす者は、原則としてその手続を行うこと	鹿児島いずみ農業協同組合 営農支援部営農支援課 TEL:0996-68-1038 E-mail:izm-e-sidou01@ks-ja.or.jp

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
出水市	農業者就農資金償還助成金事業	○農地・機械・施設等の取得、果樹・畜産等の導入等、就農のために借り受けた農業用資金の償還にかかる2分の1以内の額を助成 ・助成金額：年次償還額の2分の1以内 年額最大20万円 ・助成期間：最長5年間	・出水市内に住所を有する就農時年齢満52歳未満の認定新規就農者等 ・平成29年4月1日以降に就農した者 ・就農日から5年以内に対象農業用資金の融資を受けた者	出水市 農政畜産課 農業振興係 TEL: 0996-63-4033 E-mail: nousei_c@city.izumi.kagoshima.jp
さつま町	フレッシュファーマー育成事業	○新規就農者補助金 毎月5万円を1年間(12ヶ月)支給する	・本町に定住し、新規に農業経営を行い、将来農業経営基盤強化促進法の規定による農業経営改善計画の認定を受ける意志がある者 ・年齢は65歳未満 ・本町において農業を主な職業とし、且つ生計の中心として位置づけ、自己努力と自立経営の意欲をもって年間200日以上農業に専従する者で次の要件に該当する者 ※新規参入者 18～65歳未満の町内非農家又は町外出身者等で本町に定住し、就農する者 ※後継者 親から独立して新たな作物の経営を開始する者	担い手支援室 TEL: 0996-53-1111 (内線 2427) FAX: 0996-52-3514 E-mail: norin-ninaite@satsuma-net.jp

【始良・伊佐地域】

霧島市	霧島市新規就農者育成投資資金	霧島市において次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。 ○経営開始資金 ・年間144万円 (夫婦の場合は年間216万円) ・最長2年間	○経営開始資金 ・独立・自営就農時の年齢が原則55歳未満の男女。(国の制度対象者を除く) ・霧島市内での独立・自営就農者。 ・その他、原則として国の制度に準拠する。	霧島市 農林水産部 農政畜産課 農政第2グループ TEL: 0995-64-0882 (直通) FAX: 0995-64-0944 E-mail: nouchiku@city-kirishima.jp
	霧島市担い手経営発展等支援事業	霧島市の次世代の農業・農村を担う新規就農者に対し、必要な農業用機械・施設導入等の資金を支援する。 ○後継者育成支援型 ・上限200万円(事業費の1/2以内)	○後継者育成支援型 ・認定新規就農者、55歳以下の認定農業者 ・55歳以下の後継者がいる認定農業者	霧島市 農林水産部 農政畜産課 農政第2グループ TEL: 0995-64-0882 (直通) FAX: 0995-64-0944 E-mail: nouchiku@city-kirishima.jp
始良市	始良市新規就農者奨励金交付事業	【新規参入農業者】 ○「就農奨励金」 1人(夫婦1組)につき20万円 ○「営農奨励金」 1人につき月額5万円(夫婦で就農した場合は1組につき10万円) ア: 普通栽培農家24ヶ月以内 イ: 有機栽培農家36ヶ月以内 【新規後継農業者】 ○「後継奨励金」 1人(夫婦1組)につき30万円 ※就農奨励金と後継奨励金は、決定後1回の支払い ※営農奨励金については、支給期間中に毎月の支払い ※支給決定取消、奨励金の全部又は一部返還の規定があります。	就農した日から1年以内に新規就農奨励金支給申請書を提出した農業者が対象 [基本的要件] ・始良市に住所があり、住んでいること。 ・始良市内の農地において農業を営むこと。 ・申請時において農業従事責任者が50歳以下であること。夫婦で就農する場合はいずれか一方が50歳以下であること。 ・年間250日以上就農日数が見込まれること。 ・主たる生計が、農業収入であること。 ・経営状況について報告を求められた場合はその内容を速やかに報告できること。 ・支給開始日から5年間以上農業に従事すること。 ・始良市農業施策全般に関して協力的であること。 【支給開始から5年以内に次の要件にも取り組まなければならないこと】 ・始良市の認定農業者になること。 ・夫婦又は家族で農業を営んでいる場合は家族経営協定を結ぶこと。	始良市 農林水産部 農政課 農政係 TEL: 0995-55-8244 FAX: 0995-66-2370 E-mail: nosei@city.aira.lg.jp
湧水町	農業大学校等奨学金貸付	○湧水町農業大学校等奨学金貸与 奨学金 月額 35,000円	○町内に居住又はその子弟が農業大学校等に入学又は在学中で卒業後に町内において就農することが見込まれる学生に就学期間一定金額を貸与	湧水町 産業振興課 TEL: 0995-74-3111 (内線2254) E-mail: norin-k@town.yusui.kagoshima.jp

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
伊佐市	伊佐市園芸産地継続支援事業	①購入種苗代又は育苗経費の一部助成 ②機械導入経費の一部助成 ※①は経費の2分の1以内:上限15万円(面積要件あり) ※②は経費(20万円以上)の2分の1:上限50万円	・新規、面積拡大の取組みであること ・販売実績があること	伊佐市農政課 TEL:0995-26-1365 FAX:0995-26-1244 Email: nousei_shinkou@city.isa.lg.jp
	伊佐市肉用牛規模拡大事業	○繁殖雌牛を農家へ一定期間貸付け、償還終了後に譲渡。自家保留牛も対象。 ・育成牛は6年間、成牛は3年間の貸付で、1頭当たりの貸付上限額は50万円。貸付(枠)最大8頭まで。	・市税の納入状況が良好で貸付が必要な方	
	伊佐市特定優良種雌牛保留導入事業	○肉用牛の増頭及び維持で市場の出場頭数の安定化を図り、且つ、質の高い雌子牛を市内に保留・導入する者に補助金を交付。 ・品評会等で保留牛に指定され自家保留した場合:15万円 ・品評会等で秀賞牛に指定され自家保留した場合:7万円 ・品評会等で保留牛又は秀賞牛に指定され、市場で導入(本人を含む。)した場合及び月雌平均価格との差が1万円以上あった場合(消費税は含まない):平均価格との差額の1万円未満を切り捨てた額(上限20万円) ・1経営体につき、年度内5頭までとする。	・薩摩中央家畜市場に出場する子牛で、子牛展示会(さつま町・薩摩川内市)、品評会(伊佐市)において保留牛及び秀賞牛に指定された産子を保留又は導入する者 ・市税の納入状況が良好な方 ・対象牛は特別な理由がない限り3年以上飼養することができる方	
	伊佐市牛舎施設整備事業	○繁殖牛飼養農家の経営の安定や飼養環境改善(分娩室や子牛育成牛舎)のための牛舎等の整備を支援 牛舎整備:(1/3以内)上限50万円 発情発見器及び分娩監視装置(一式)については、上限20万円	・市税の納入状況が良好な方 ・概ね5年以内に建築面積に応じた規模拡大が見込まれる方 ・分娩室や子牛育成牛舎を整備することにより収益性の向上が見込まれる方(ほか要件あり)	

【大隅地域】

鹿屋市	鹿屋市新規就農者就農支援事業	①農業研修資金(1年以内) 生産組織等で農業研修を行う研修生への生活資金の助成 ・単身者 月額15万円以内 ・夫 婦 月額20万円以内 ※国の就農準備資金の交付を受ける単身者には、月額2.5万円を助成する ②就農開始資金(就農時1回) ①の研修を終えた者に対し、就農開始時に必要な経費を一部助成(50万円以内) ③研修受入支援資金助成事業 ①の研修生を受け入れる生産組織等に、月額1万円以内助成	・鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者 ・18歳以上概ね50歳未満の者で、就農意欲が高いと認められる者 ・研修終了後直ちに5年以上農業に従事する者 ・鹿屋市が推進する各種農業施策に協力的な者 ・市税の滞納がない者 ・国の就農準備資金の交付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと	鹿屋市農政課 担い手育成係 TEL:0994-43-2111 (内線 3217) 直TEL: 0994-31-1183 FAX:0994-43-2140
	鹿屋市畜産担い手定着促進事業	①農業研修資金(2年以内) 生産組織等で農業研修を行う研修生への生活資金の助成 ・単身者 月額15万円以内 ・夫 婦 月額20万円以内 ※国の就農準備資金の交付を受ける単身者には、月額2.5万円を助成する ②就農開始資金(就農時1回) ①の研修を終えた者に対し、就農開始時に必要な経費を一部助成(100万円以内) ③研修受入支援資金助成事業 ①の研修生を受け入れる生産組織等に、月額1万円助成	・鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者 ・18歳以上概ね50歳未満の者で、就農意欲が高いと認められる者 ・研修終了後直ちに5年以上農業に従事する者 ・鹿屋市が推進する各種農業施策に協力的な者 ・市税の滞納がない者 ・国の就農準備資金の交付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと	

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
鹿屋市	鹿屋市移住・定住者就農支援事業	鹿屋市へ移住して就農する方の就農に必要な農業用機械や施設(運搬用トラック等の汎用性の高いものは対象外)の購入費用の一部を助成 補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度として交付	以下の①～⑥の全てに該当する者 ①市外に1年以上居住し本市に転入された方のうち、3年を経過していない方 ②下記のいずれかに該当し、農業に5年以上従事する方 ・市が行う農業研修を受講した方 ・過去に概ね1年以上の農業経験がある方 ③青年等就農計画若しくは農業経営改善計画の認定を受けた方 ④鹿屋市が推進する各農業施策に協力的な方 ⑤市税の滞納がない方(本市に転入して1年未満の方は、従前の住所地で滞納がない方) ⑥農業後継者の場合は、鹿屋市農業後継者就農支援事業の事業活用者でない方	鹿屋市 農政課 担い手育成係 TEL: 0994-43-2111 (内線 3217) 直TEL: 0994-31-1183 FAX: 0994-43-2140
	鹿屋市農業未来バンク	離農された方などが所有する農業用遊休資産の情報を市ホームページなどで公開することで、資産継承を希望する担い手とのマッチングを支援するもの ※ただし、売買に関する交渉等は行わない (利用方法) ①農業未来バンクホームページ閲覧 →②市へ利用申込書提出 →③所有者と引き合わせ →④所有者と売買等の交渉	○登録希望者の要件 ・市内に農業用遊休資産を有する者 ・数年内に農業用有給資産となる資産を有する者(数年内に離農予定の者) ○利用者の要件 ・市内で農業を営もうとする者 ・市内で農業を営んでいる者	
	鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業	鹿屋市農業未来バンク登録台帳に登録された畜産用施設を購入又は賃借し、整備を行った新規就農者に対して整備に要する経費を助成 補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度として交付 補助対象者が移住者(鹿屋市内に住民票を移す直前に、連続して5年以上、鹿屋市外に在住していた者であって、申請時において、転入後5年以内である者)に対しては、150万円を限度として交付	・鹿屋市内に居住し、鹿屋市内で畜産経営を行う認定新規就農者 ・就農後、農業に5年以上従事する者 ・市税の滞納がない者	
垂水市	垂水市新規就農者生活支援事業	○支援の内容 経営開始直後の新規就農者に対して、補助金を支給する ○補助金額及び交付期間 ・補助金額: 月額5万円 ・交付期間: 就農月より最長3年間支給する	○対象者 (1)垂水市に住所を有する者 (2)就農時の年齢が55歳未満であること (3)認定新規就農者又はこれと同等の能力があると認められる者 (4)前年度の農業所得が370万円以下であること (5)農業生産等の従事日数が年間150日かつ年間1,200時間以上であること (6)生産物や生産資材等を申請者の名義で出荷及び取引をし、主たる収入が農業収入であること (7)交付期間終了後、引き続き3年以上市内に住所を有し、農業へ従事すると認められる者であること (8)農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を申請者の名義の通帳及び帳簿で管理すること (9)原則として、生活費の確保を目的とした国、県等他の事業による補助等を受けている者でないこと (10)市税等を滞納していないこと (11)就農月から2年目以内に青色申告による申告を開始すること 等	垂水市 農林課 農政係 TEL: 0994-32-1224 (内線 240) FAX: 0994-32-6625 E-mail: t_nousei@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
垂水市	垂水市新規就農者機械・施設整備事業	○支援の内容 農産物の生産、出荷及び販売等その他農業経営の改善に必要な機械・施設の取得に関する経費を補助する ○補助率、交付期間及び件数 ・補助率:補助対象経費の3/4以内(補助金上限額:250万円) ・交付期間:就農月より3年以内 ・件数:1件	○対象者 (1)垂水市に住所を有する者 (2)就農時の年齢が55歳未満であること (3)認定新規就農者又はこれと同等の能力があると認められる者 (4)前年度の農業所得が370万円以下であること (5)農業生産等の従事日数が年間150日かつ年間1,200時間以上であること (6)生産物や生産資材等を申請者の名義で出荷及び取引をし、主たる収入が農業収入であること (7)交付期間終了後、引き続き3年以上市内に住所を有し、農業へ従事すると認められる者であること (8)農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を申請者の名義の通帳及び帳簿で管理すること (9)原則として、機械・施設の購入を目的とした国、県等他の事業による補助等を受けている者でないこと (10)市税等を滞納していないこと (11)就農月から2年目以内に青色申告による申告を開始すること 等	垂水市 農林課 農政係 TEL:0994-32-1224 (内線 240) FAX:0994-32-6625 E-mail:t_nousei@po.city.tarumizu.kagoshima.jp
東串良町	東串良町農林漁業振興支援補助金(新規担い手支援事業)	新規認定農業者で、就業開始日から3年以内の者に対し、機械・施設等導入の補助(補助経費対象の1/2以内で、3年間で100万円を上限とする)	○対象者 ・東串良町内に住所を有する者 ・新規認定農業者で就業開始日から3年以内の者 ・専ら農業に従事し、今後とも積極的に第一次産業の経営発展に取り組み、思があり、当該事業終了後5年以上の経営が見込まれる者	東串良町 農林水産課 TEL:0994-63-3123 (課直通)
	東串良町農林漁業振興支援補助金(新規参入者生活支援事業)	活動火山周辺地域防災営農対策事業により機械・施設を整備する認定新規就農者に対し、上乗せ補助を交付することで、設備等整備における負担を軽減し、農産物の高品質生産に繋げるよう補助する	○対象者 ・東串良町内に住所を有し、申請時の年齢が50歳未満の者 ・農業に従事したことがなく、3親等以内に農業・漁業経営者がいないこと ・新規参入者・研修先ともに審査会にて認定を受けた者であること	
錦江町	新規就農者総合支援事業(機械等導入支援)	○農業生産に必要な施設、機械及び母牛等事業費が30万円以上の導入支援 ・事業費の1/2以内、限度額200万円 (親元等就農者生活支援との併給は不可)	・認定新規就農者で、導入後も町内に居住予定である者 ・町税等の滞納がないもの ・軽トラック等の農業生産以外と併用できるものは対象外 ・過去に補助事業等で導入した施設や機械の買換も対象外	錦江町役場 産業振興課 生産振興チーム TEL:0994-22-3034 FAX:0994-22-1951 E-mail:seisan@town.kinko.lg.jp
	新規就農者総合支援事業(親元等就農者生活支援)	○親元等に就農し、農業技術向上や生産規模拡大等に取り組み、将来の後継者となり得る者に対する生活支援 ・年間100万円、最長2年間 (機械等導入支援、農業次世代人材投資資金との併給は不可)	・認定新規就農者で、申請時において43歳未満の者。 ・親元等に就農し、将来の後継者となることに強い意欲を有している者。 ・独立・自営であること。 ・支援期間内及び支援終了後3年以上就農できる者	
南大隅町	南大隅町第一次産業入植促進事業(奨励金制度)	○経営基盤・生活基盤の有無、単身若しくは世帯の区分において、8区分の認定により月額4万～11万円の補助を行う。	○第一次産業従事者で次の条件を満たす者 ・町内在住にて第一次産業従事者となり得る概ね60歳までの者で、当該年4月1日現在を基準に3年以内に就業した者	南大隅町経済課産業振興係 TEL:0994-24-3128 FAX:0994-24-3119 E-mail:k-ns@town.minamiosumi.lg.jp
	南大隅町第一次産業入植促進事業(研修制度)	○生活支援 ・単身者月額15万円以内 (18歳以上60歳未満) ・世帯者月額25万円以内 (18歳以上50歳未満) ・世帯者月額15万円以内 (50歳以上60歳未満)	○第一次産業で自立しようとする意欲があり、研修中、研修後も南大隅町に居住し、引き続き第一次産業に従事できる概ね60歳未満の者	

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
南大隅町	南大隅町第1次産業成長化支援事業	○機材の導入、施設整備、機械器具等の導入に対して (1)産業振興支援事業 ・国県事業 5%以内 ・単独事業 15%以内 ・認定新規就農者 15%以内 ただし、事業費100万円以上 補助金上限は500万円 (2)新規就農者確保強化支援事業 ・町認定の新規就農者 50%以内 ただし、事業費100万円以上 補助金上限は、認定後3年以内200万円まで	○新規就業者等で次の条件を満たす者 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)林業担い手 (4)漁業担い手 (5)設立後1年未満の法人 (6)新規就農者	南大隅町経済課産業振興係 TEL:0994-24-3128 FAX:0994-24-3119 E-mail:k-ns@town.minamiosumi.lg.jp
		○産業支援リーダー養成事業 ・対象者の実施する研修、育成に対して予算の範囲内において助成。	○新規就業者等で次の条件を満たす者 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)林業担い手 (4)漁業担い手 (5)設立後1年未満の法人	
	南大隅町第1次産業IoT推進事業	○パソコン、WiFi機器、センサー、WEBカメラ、簿記ソフト等の購入に対して、50%以内の助成。	○新規就業者等で次の条件を満たす者 ・農林漁業従事者の自立を促し、地域特性を活かした第1次産業の成長化に資するため次世代農林水産業への取り組む方への支援としてIT活用に対する導入支援を行う。	
肝付町	施設園芸ハウス設置促進事業	○降灰対策事業費の20分の1助成 ○かごしまの農業未来創造支援事業の6分の1助成	・施設園芸に取り組む農業者団体で活動 火山周辺地域防災営農対策事業(以下「降灰対策事業」)及びかごしまの農業未来創造支援事業を実施する者で施設園芸ハウスの設置及びその附帯事業に取り組む者 ・農業者団体・農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人及び次に掲げる要件を満たすその他農業者の組織する団体 (1)代表者の定めがあること (2)組織及び運営に関する規約が定められていること ・肝付町に住所を有する者 ・施設園芸(野菜・果樹・花き)に取り組むこと ・町税等未納がない者 ・その他必要に応じて町長が定める者	肝付町役場 農業振興課 TEL:0994-65-8417 FAX:0994-65-2520
	農業経営安定助成金	○農業経営安定助成金1人当たり30万円	・新規参入者等のうち以下に定める要件に該当し、経営意欲が高く、将来地域の農業を担っていく能力があると判断できる者。 (1)肝付町に住所を有する者。 (2)6月末現在で農業経営を開始してから1年以上3年未満の農業経営実績がある者 (3)農業経営開始時に年齢が50歳未満の者 (4)認定就農者、認定新規就農者又は認定農業者である者 (5)直近の営農実績(確定申告書・B表)が提出できる者 (6)経営主である者 (7)町税等の未納がない者 (8)その他必要に応じて町長が定める者	

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
肝付町	肝付町営農振興事業補助金	対象経費の1/2以内 上限100万円(ただし1件あたり3年間で100万円を限度とする)	町の農業産出額向上を図り、また社会情勢の変化等により、農業振興が著しく阻害される状況を打開するため、認定農業者等による生産性の向上、省力化、出荷調整の取り組みに要する機械や機材を整備する経費に助成 (1)認定農業者、認定新規就農者、営農活動推進団体、集落営農 (2)町内に住所を有している (3)町税等の未納がない (4)野菜、果樹、花き、水稻、雑穀、いも類、豆類、工芸作物生産者で上記条件をすべて満たすもの ・対象経費 専用機械及び専用機材、専用アタッチメントの購入経費が対象となるが、認定新規就農者が新規導入する場合に限り汎用性のある下記①②の機械も対象とする ①耕耘用機械(トラクタ・耕耘機・管理機) ②動力噴霧器	肝付町役場 農業振興課 TEL:0994-65-8417 FAX:0994-65-2520
曾於市	新規就農者支援対策事業	就農後2年以内の方を対象に実態に応じて月額5～15万円の補助金を2年間交付する。 ○親等の経営基盤を全く引き継がず、新規経営する者 単身で就農 月額10万円 夫婦で就農 月額15万円 ○親等の経営基盤を引き継ぎながら、規模拡大及び経営改善を行う者 単身で就農 月額5万円 夫婦で就農 月額7万円 ○60歳以上の者 月額5万円	・市内に住所を有し居住及び施設を所有する者。 ・申請時に年齢16歳以上の者。 ・支援終了後5年以上就農できる者。	曾於市 農政課 TEL:0986-76-8808 E-mail:nosei@city.soo.lg.jp 大隅支所 産業振興課 TEL:099-482-5950 E-mail:o-keizai@city.soo.lg.jp 財部支所 産業振興課 TEL:0986-72-0938 E-mail:t-keizai@city.soo.lg.jp
志布志市	(公財)志布志市農業公社研修等事業	○研修生の受け入れ ・研修期間:2年間 ・研修作物:ピーマン ・栽培面積:ピーマン(10a/1人当たり) ・募集人数:3組6名(毎年) ○生活保障(1年目) ・研修生1人当たり 月額150,000円 ・夫婦研修の場合 月額250,000円(2年目は、独自経営方式研修) ・住宅助成制度あり ○その他 ・機械施設等:研修中機械施設等貸与制度あり ・経営技術指導:公社、JA、市	・農業に対する固い意志と意欲がある農業後継者や新規就農者等 ・概ね45歳未満の既婚者 ・研修終了後も本市に居住・就農できる者 ※研修終了後3年未満で転出または離農した場合、研修手当ての返還を求めるところがあります。	(財)志布志市農業公社本所 TEL:099-475-2290 FAX:099-475-2339 E-mail:info@shibushi-apc.jp 松山事業所 TEL:099-487-8239 FAX:099-481-4500 志布志市役所有明庁舎農政畜産課 TEL:099-474-1111 (内線165) FAX:099-474-0466 E-mail:nousei1@city.shibushi.lg.jp
大崎町	大崎町農業公社農業研修	・研修期間:2年間 ・研修作物:ピーマン ・栽培面積:18a ・募集人数:1組(毎年) ・研修手当:最大500万円/年 ・その他:農地のあっせん、補助事業申請支援 など	農業に対する熱い思いと意欲がある新規就農希望者 大崎町に住所を有する者。(研修開始時及び研修終了後も大崎町内に定住・就農する者) 概ね45歳未満で、心身共に健康である者 必要農機具を購入するだけの自己資金を有している者 事前研修として2日以上の作業体験を終えた者	大崎町 農林振興課営農推進係 TEL:099-476-1111 (内線 511) FAX:099-476-1662 E-mail:tokusan@town.kagoshima-osaki.lg.jp
	事業承継就農研修	・研修期間:最長3年間 ・研修作物:果樹2件(R8. 3時点) ・栽培面積:承継内容により異なる ・募集人数:1組 ・研修手当:最大520万円/年 ・その他:農地のあっせん、補助事業申請支援 など	農業に対する熱い思いと意欲がある新規就農希望者 大崎町に住所を有する者。(研修開始時及び研修終了後も大崎町内に定住・就農する者) 概ね45歳未満で、心身共に健康である者 必要農機具を購入するだけの自己資金を有している者 事前研修として2日以上の作業体験を終えた者	

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
大崎町	大崎町新規就農者支援事業	○就農奨励金補助金 ・新規学卒者、Uターン者には就農一時金として20万円支給 但し、新規就農者育成総合支援事業と重複しては受けられない。 ○就農研修資金補助金 町外出身者：研修資金月額10万円 町内出身者： " 5万円 先進農家での研修(最高2年間)	・就農年齢概ね45歳以下 ・大崎町に居住し、就農計画に基づき一定規模の農地、又は施設等の保有者で中核的農業経営専従者となりうる者 ・支援終了後5年以上就農できる者	大崎町 農林振興課営農推進係 TEL:099-476-1111 (内線 511) FAX:099-476-1662 E-mail: tokusan@town.kagoshima-osaki.lg.jp
	大崎町親元就農者確保対策事業	○親元就農者等補助金 ・Uターンにより親等(2親等以内)である農業者の後継者として就農した者に対し月額5万円支給(最高24月) 但し、新規就農者育成総合支援事業と重複しては受けられない。	・定年退職、早期退職等によるUターン者 ・町の住民基本台帳に記録されてから3年以内の者 ・就農日における年齢が46歳以上65歳以下の者 ・町内に住所を有し、かつ、町内において農業経営を行う者 ・親等である農業者から経営移譲された又は経営移譲される予定の農業後継者	
	大崎町次世代担い手確保・支援事業	○空きハウスの修繕、ハウス新規設置に係る費用の助成 ・新規就農者が自らの経営において使用するものに係る修繕、設置に要した費用に2分の1以内の支援を行う ※限度額あり 修繕： 町推奨作物(ヒマン) 50万円 それ以外の作物 25万円 新規設置： 町推奨作物(ヒマン) 100万円 それ以外の作物 50万円)	・認定新規就農者 ・交付決定年度から起算して、5年以内に離農したとき、及び交付決定年度から起算して、5年以内に奨励作物からそれ以外へ作目転換を行ったとき返還あり	
	大崎町次世代担い手家賃支援事業	○家賃補助金 ・新規就農者が支払った家賃月額の2分の1以内の支援を行う 補助期間は24月 (※限度額あり月額10,000円、ただし公的住宅の入居者においては月額5,000円)	・認定新規就農者 ・他の公的制度による家賃補助を受けていない者 ・町内で引き続き農業に従事し、居住し続ける意思がある者	

【熊毛地域】

西之表市	西之表市農業振興公社就農支援事業	○西之表市農業振興公社研修事業 2年間の研修において、就農に必要な基礎的知識と技術を習得させる。 【研修作物】 ・さとうきび、さつまいも、ばれいしょ、スナップえんどう 【研修内容】 ・作物栽培に関する基本的な知識の習得に関すること。 ・肥料、農薬、植物生理などに関する基本的な知識の習得、土づくりに関すること ・研修圃場での作物栽培の実践による技術の習得に関すること ・農業機械の操作技術に関すること ・農業経営に関する基礎的な知識の習得に関すること ・その他就農するために必要なこと	○応募資格 ・新規就農者育成総合対策に規定する就農準備資金の交付要件を満たす者。 ・研修終了後、西之表市において就農する者 ・原則として、研修開始時の年齢が43歳未満であり、就農時が45歳未満である者 ・研修終了後の就農運転資金(概ね200万円以上)の保有を証明できるもの。ただし、親元就農、雇用就農を予定している場合はこの限りではない。 ・市税等の滞納がない者。 ・研修申込書の提出時点で西之表市に住居がない者にあつては、研修開始日までに住民票を西之表市に移すこと。	公益社団法人 西之表市農業振興公社 TEL:0997-22-2121 西之表市農林水産課 農政管理係 TEL:0997-22-1111 (内線245)
	新規就農者定着促進事業	○新規就農者の早期経営安定のために必要な農業用機械・施設等の導入に対する補助 補助率:1/2以内(上限50万円)	・認定新規就農者または西之表市農業振興公社研修事業の研修修了者であり、就農1年目(初期投資)であること。	西之表市農林水産課 農政管理係 TEL:0997-22-1111 (内線245)

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
西之表市	畜産経営総合支援事業 (後継者対策)	○畜産設備等整備事業 ・既存の畜産施設の改修費用を助成 補助率:2/3以内(上限30万円) ・畜産機材の購入費用を助成 補助率:2/3以内(上限30万円) ○畜産就農支援事業 ・素畜の導入費用を助成 補助率:1/2以内(上限あり) ・畜産施設の借上料を助成 補助額:1万円/年(3ヶ年) ・農地の借地料を助成 補助率:2/3以内(上限5万円, 3ヶ年) ・農業簿記ソフトの購入費を助成 補助率:2/3以内	①認定新規就農者 ②新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金・就農準備資金の交付対象者のいずれかに該当すること。	西之表市農林水産課 畜産係 TEL:0997-22-1111 (内線247)
屋久島町	屋久島町農林漁業後継者育成資金	○資金の内容としては、 1)住宅資金 2)農林漁業機械器具等取得資金 3)構築物造成資金 4)結婚資金 5)種苗購入資金 6)その他町長が必要と認める資金 ○貸付限度額:100万円	屋久島町に住所を有し、農林漁業に従事している期間が1年以上あり、かつ年齢満45歳以下の者で町長が農林漁業後継者と認めた者	屋久島町産業振興課 Tel:0997-43-5900 FAX:0997-43-5905 E-mail:nourin@town.yakushima.kagoshima.jp
	屋久島町農林漁業後継者修学研修資金	○月額21,000円以内の範囲において貸与する。また、所定の学業を終了した後、農林漁業後継者として自家経営に従事した期間が10年以上に達したときは、返還債務の免除を受けることができる。	屋久島町において3年以上在住かつ農林漁家の子弟で高校、大学等で農業・林業・漁業に関する修学研修する者	

【大島地域】

奄美市	奄美市農業研修事業	実施主体:(公財)奄美市農業研究センター ○研修施設 ・奄美市農業研修センター ・笠利営農支援センター ○農業研修 ・研修期間:原則2年間 ・研修作物:パッションフルーツ・かぼちゃ・実えんどうの栽培実践研修 ・募集人員:4名以内 ・研修助成:研修生1人当たり日額5,800円を農業研修助成金として支給する。ただし農業研修生を助成する他の制度との重複支給は行わない。	・農業を職業として選択し、かつ本市の重点振興品目の栽培を主に希望する方で、就農意欲の高い者。 ・研修期間中、本市に住所を有する者で、研修終了後に本市において就農する者 ・普通自動車免許を所持する者 ・研修開始日の年齢が18歳から60歳以下の健康な者 ・自己資金等の条件が整っている者	奄美市名瀬総合支所 農林水産課 TEL:0997-52-1111 奄美市住用総合支所 産業建設課 TEL:0997-69-2111 奄美市笠利総合支所 農林水産課 TEL:0997-63-1111
	サポート研修事業	○期間:研修終了後2年間以内 ○支援内容:ハウス無償貸与(資材は自己負担)、堆肥の助成、耕耘手数料の免除、小型農機具の無償貸与	・奄美市農業研修修了者	
	実践研修ハウス貸付	○貸付期間:原則1年間 ○支援内容:ハウスの無償貸与(資材は自己負担) ○貸付棟数:2棟まで	・奄美市農業研修修了者又は認定新規就農者で、本市において就農する者	
大和村	大和村農林漁業者奨学金	○農林漁業を専修する学校、公立の研修施設等に修学 月額5,000円支給	・奨学金を受ける者は、将来本村において、農林業に専念しようとする者であって、中学卒業以上の学力を有し、学業並びに人物が優秀でかつ心身共に強健な者	大和村 産業振興課 TEL:0997-57-2153 FAX:0997-57-2955 E-mail:sangyo@vill.yamato.lg.jp
瀬戸内町	瀬戸内町営農支援センター研修事業	○研修期間:1年間(7月～翌年6月) ○募集人員:若干名 ○研修品目:パッションフルーツ、その他品目 ○町研修ハウスを活用した栽培実践研修のほか農業基礎講座による栽培理論、農業経営及び流通研修等の各種研修会の開催 ○町サポートハウスの活用(最長2年間) ○研修に係る資機材の支給及び貸出 ○就農準備資金 ○中高年層の就農支援(瀬戸内町ふるさとUターン就農支援) ○青年等就農計画、営農計画作成支援	・農業を職業として選択し、自主的努力を基本に自立経営農家を目指した就農意欲が高いと認められる者 ・本町に住所を有し、研修後も本町において農業に従事できる者 ・年齢が概ね18歳から65歳以下の健康な者 ・自己資金等の条件が整っており、農地の確保が見込まれる者 ・普通自動車運転免許証を有する者 ・身元保証人が1名いる者	瀬戸内町役場農林課 営農畜産係 TEL:0997-72-1174(直) FAX:0997-73-1019 瀬戸内町営農支援センター

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
龍 郷 町	龍郷町就農支援センター研修事業	○研修場所 龍郷町就農支援センター(龍郷町役場内) 研修ほ場(龍郷町内) ○研修品目 重点品目(カボチャ、パッションフルーツ) ○研修内容 ・研修ほ場を活用した実践的な栽培技術の習得 ・農業基礎講座による栽培理論研修 ・先進地視察研修 ・その他自立に向けた各種研修 ○研修期間 2年間	・農業を職業として選択し、自主的努力を基本に自立経営農家を目指した就農意欲が高いと認められる者 ・研修期間中、本町に住所を有する者で、研修終了後に本町において就農する者 ・普通自動車運転免許を有する者 ・地域社会と融和し、中核的な担い手として地域の発展に寄与できる者 ・年齢が概ね18歳から59歳以下の健康な者 ・自己資金等の条件が整っており、農地の確保が見込まれる者 ・身元保証人が1名いる者	龍郷町 農林水産課 TEL:0997-69-4524(直通)
	荒廃農地解消事業	○事業内容 荒廃農地の再生作業(伐採・集積・耕耘等)に係る経費の一部を補助 ○補助率 経費の1/2または15,000円/a上限(自己所有地等の場合5,000円/a)、重点地区(嘉渡・戸口)の場合は経費の8/10または24,000円/a上限	・町内在住農家 ・町税等を完納していること ・当該荒廃地で3年以上営農する事(借用地の場合は、必ず貸借契約を行うこと) ・1号遊休農地の状態であること	
	龍郷町重点品目生産拡大対策補助事業	○事業内容 カボチャ栽培の資材及び種子購入費の一部助成 ○補助率 経費の1/2以内	・町内に在住するカボチャ共販農家で、JAを通じて資材を購入した者	
	龍郷町たんかん販売対策支援事業	○あまみ農協へたんかんの共販・委託選果にかかる費用(選果料、選果利用料、集果運賃)の助成 ○対象経費の全額	・名瀬朝戸選果場の光センサーを通し「良品」以上の階級であること ・本町在住のJA果樹部会員	
	龍郷町堆肥助成事業	○事業内容 堆肥購入費用の一部助成 ○補助率 堆肥1袋につき、 認定農家 5,000円、 農協生産部会員3,000円、 一般農家 1,000円	・町内在住農家 ・町税等を完納していること ・町内の耕作地	
	龍郷町苗木助成事業	○事業内容 苗木購入費用の一部助成 ○補助率 購入費用の1/2以内	・町内在住農家 ・町税等を完納していること ・町内に農地を所有する農家 ・農協の生産部会員または認定農家	
	龍郷町パイプハウスリース事業	○事業内容 農業用パイプハウス(K6N型1棟)を7年間リースし、期間満了後は借受人へ譲渡 ○補助内容 月額リース料10,000円	・町内在住で60歳以下の者 ・町税等の未納がないこと ・設置する土地は借受人が準備すること ・その他町長が必要と認めること	
鳥獣被害対策実践事業	○事業内容 イノシシ侵入防止柵(ワイヤーメッシュ)の資材助成 ○補助内容 無料(審査有)	・町内のほ場で営農している農家及び農地の所有者 ・町税等を完納していること		
喜 界 町	農業後継者育成事業(園芸作物)	○農業経営に必要な技術と知識習得のため「実践的な栽培管理技術」と「農業基礎に係る座学研修」を実施し、新規就農に向けた準備を行う支援をします。 定額交付金:月額12万円支給 成績評価交付金:研修成績を評価し、追加交付金を支給(最大250万円)	・44歳未満の健康で義務教育を修了した方で、研修終了後3年以上本町において農業に従事できる方。 ・募集定員に満たない場合は、54歳未満の募集も受け付ける。 ・普通自動車免許(AT限定不可)取得済みの方。 ・自己資金300万円程度(要残高証明)	喜界町役場 農業振興課 営農支援センター TEL:0997-65-0692 E-mail:sangyo-g2@town.kikai.lg.jp
	雇用型自立就農育成支援事業	○町内の先進的農業事業所にて正式な雇用契約を結び、働きながら農業技能習得できる機会を増やすため、新規就農希望者を雇用した農業事業所に補助金を支給します。 :月額12万円支給	・町への農業研修を希望した者を雇用した先進的農業事業者を対象。 ・畜産や永年果樹等、営農支援センターで研修受入れが困難な品目に限る。	喜界町役場 農業振興課 TEL:0997-65-3689

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
喜界町	農業後継者育成奨学金	○公立の研修施設に就学する者に奨学金を支給する。：月額1万円	・卒業後、本町において農業に従事すること	喜界町役場 農業振興課 TEL：0997-65-3689
	農業者育成奨学金	○県内の農業高校、県立農業大学校に就学する者に対し、奨学金を貸与する。 ：月額1万円(農業高校) ：月額2万円(農業大学校)	・本人又は保護者が本町出身であること。 ・将来、喜界町内において農業等に従事しようとするもの。 ・返還の猶予、免除の規定も有り。 (詳細は問い合わせてください。)	
	新規農家育成簡易牛舎設置事業補助金	○本町にて新規で牛舎を建築する者に対し、建設費用の一部助成 ：建設費用の1/3(上限50万円)	・飼育開始5年未満の方	
	スマートアグリ推進事業補助金	○分娩カメラ等の購入費用の一部助成	・一戸あたり購入費用の1/3(上限10万円)	
	自給飼料増産対策事業補助金	○飼料関係機械購入費用の一部助成	・購入費用の1/3(上限30万円)	
		○草地種子購入費用の一部助成	・購入費用の1/2	
	増頭推進事業補助金	○生産牛の増頭にかかる費用の一部助成	・年間増頭：2万円(一戸あたり5頭まで) ・優良雌牛：1万円(一戸あたり20頭まで) ・購入助成：10万円(一戸あたり2頭まで) ・新規農家導入助成：5万円(就農3年未満の新規農家で一戸あたり2頭まで) ※新規農家が購入する際は、一頭あたり15万円を上限に支給。	
	省力化対策事業	○さとうきび用中古機械購入費用の一部助成 ：購入金額の1/3(上限11万円)	・さとうきび共済、又は収入保険へ3年間の継続加入。	
	喜界町生産性向上対策事業	○(公財)喜界農業開発組合が実施している受託農作業に対して一部助成(作業料金に対して約20%(千円未満切捨て))	・町内のさとうきび生産者	
	農業共済等加入促進事業	○さとうきび用ミニトラクター購入費用の一部を助成 ：定額30万円	・さとうきび共済、又は収入保険へ3年間の継続加入。 ・ミニトラクターを所有していない方。 (所有している方は、譲渡や廃棄すること)	
	農業大学校での農業機械免許取得費用助成	○鹿児島県立農業大学校にて農業機械免許取得した方の費用の一部助成。 ：定額1万円	・新規取得時のみが助成対象。 ・町税の滞納がない方。 ・免許取得後に申請。	
	農業用ドローンの資格取得費用助成	○農業用ドローンの資格取得に係る費用の一部助成 ：取得費用の1/2(上限10万円)	・新規取得時のみが対象。 ・町税の滞納がない方。 ・免許取得後に申請。	
	さとうきび単収向上対策事業	○喜界町開発組合が供給販売している有機物資材購入費用の一部助成 ：1台あたり4,500円のうち、1/3にあたる1,500円	・町内のさとうきび生産者	
	ごま機械購入費用助成事業	○ごま用機械購入費用の一部助成 ：購入費用の1/3(上限15万円)	・対象機械：播種機、管理機、刈取機、選別機 ・町税、農業関係負担金の滞納がない方。 ・希望機械を一括購入できる方。 ・1経営体につき、1機械の申込み。	
	ビニールハウス施設に関する補助	○ビニールハウス建設費用の一部助成 ：建設費用の1/2(上限500万円)	・新規建設のみが対象(建替等は不可)。 ・生産用施設は概ね3a以上の面積で建設すること。(育苗施設は面積指定なし)	
	防風ネット設置に関する補助	○防風ネット建設費用の一部助成 ：建設費用の2/3(上限は予算次第)	・町が推進する作物圃場への設置が対象	
防風樹苗に関する補助	○防風樹苗購入費用の一部助成 ：購入費用の2/3(上限は予算次第)	・あまみ森林組合で取り扱っている防風樹苗のみ対象		

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
喜界町	動力噴霧器セット及び管理機に関する補助	○動力噴霧器セット及び管理機購入費用の一部助成 :購入費用の1/2(上限10万円)	・新規購入が対象。 ・前年度に園芸作物を1ha以上栽培し出荷実績のある方。	喜界町役場 農業振興課 TEL:0997-65-3689
	土づくりに関する補助	○土づくりを行うための資材購入費用の一部助成 :購入費用の1/2	・緑肥種子・堆肥・土壌改良剤が対象。 ・堆肥は島内の業者から購入すること。 ・畜産農家と直接売買した堆肥は対象外。	
	町推進露地野菜に関する補助	○町が推進する露地野菜の栽培に係る資材購入費用の一部助成を行う :購入費用の1/2(上限は予算次第)	・栽培資材のみ対象(肥料・農薬等は対象外) ・育苗用農電マットも対象。 ・町推進露地野菜は、かぼちゃ・ブロッコリー・そら豆とする。	
徳之島町	経営支援対策事業	農業経営管理に資する農業簿記ソフト導入資金の1/2以内助成	認定農業者及び認定新規就農者	徳之島町農林水産課 農政係 TEL:0997-82-1150 (内線323) FAX:0997-82-1101 E-mail:nourin@tokunoshima-town.org
	遊休農地解消事業	遊休農地等を借り受けて農業生産の向上を図る目的で簡易な土地条件整備事業について支援(20,000円/10a・上限10万円)	町内に在住している農家・法人等	
	環境保全型農業推進事業	環境保全型農業推進として堆肥や緑肥の購入費を補助 堆肥:105円/袋助成 6,000円/t助成 緑肥:1/2以内助成	徳之島町在住かつ町内に圃場がある農家	
	害虫防除対策事業	害虫防除対策として防除薬の購入費等を1/2以内補助します。 対象薬剤 ゴマダラカミキリムシ(モスピラン顆粒水溶剤) アリモドキゾウムシ(ダズバン粒剤) アフリカマイマイ(マイマイペレット)	徳之島町在住かつ町内に圃場がある農家	
	園芸施設機械等補助事業	農業機械及び農業用施設の整備の経費の1/2以内で限度額10万円助成	徳之島町在住かつ町内に圃場がある農家	
	園芸施設機械等補助事業	集出荷施設の整備及び木ハウスの整備の経費の1/2以内で限度額100万円助成	徳之島町在住かつ町内に圃場がある農家	
	家畜導入事業	新規または畜産農家への導入支援を行い30万円を貸付け、子牛導入負担の軽減を図ります。	徳之島町に居住し町内に牛舎がある方(75歳以下)	
	優良雌牛自家導入事業	自家保留または、購入した子牛に対して10万円助成(上限2頭まで)	徳之島町に居住し、50頭以下の農家	
	優良雌牛導入事業	子牛セリ市で禿がかかると出品者に1万円 禿がかかっている子牛を導入した島内の農家6万円支給	徳之島町に居住	
削蹄ヘルパー事業	子牛セリ市の品質向上を目的にし、削蹄を行った子牛に対して、削蹄費1/2以内補助	徳之島町に居住		
天城町	農業研修生受入事業	○天城町農業センターにおいて、施設園芸作物(野菜・果樹・花き)の基礎知識及び栽培技術の習得を目的に研修を実施 ○研修期間:1年間(9月1日～翌年8月31日) ○募集人員:3名程度 ○研修手当:日額5,000円支給 ○研修終了後、2年間ハウスの無償貸与制度あり	・本町に住所を有し、研修後も本町において引き続き農業に従事出来る者	天城町役場農政課 TEL:0997-85-5257 FAX:0997-85-3110 E-mail:nousei04@yui-amagi.com 天城町農業センター TEL:0997-85-2214 mail:nousenta03@yui-amagi.com
	実えんどう栽培資材補助	○生産資材の導入助成 40%以内	・栽培農家	

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
天城町	園芸品目管理機械導入助成事業	○パレイシヨ栽培に係る植付機、堀取機、穴堀機、うね立整形機、平高うね専用ロータリーの導入に対して購入価格の40%以内を助成	・パレイシヨ、実えんどう農家	天城町役場農政課 TEL:0997-85-5257 FAX:0997-85-3110 E-mail:nousei04@yui-amagi.com 天城町農業センター TEL:0997-85-2214 mail:nousenta03@yui-amagi.com
	簡易ハウス設置補助事業	○簡易ハウスの設置に係った資材購入価格のうち80%以内を助成	・町内在住で簡易ハウス導入を希望する農家	
	繁殖素牛・自家保留導入助成事業	○繁殖素牛増頭のため、自家保留牛及び素牛導入に対して1頭あたり10万円助成	・畜産農家	
	堆肥助成	○堆肥の投入による地力増強と単収向上を図るため、堆肥の購入価格の60%以内を助成	・さとうきび農家及び園芸農家	
	土壌改良資材助成	○土壌分析に基づく適切な資材投入に対し、改良資材購入価格の1/2以内を助成	・さとうきび農家及び園芸・畜産農家	
	土づくり対策事業(緑肥助成)	○土壌改良を目的に購入した緑肥代、及び緑肥に対するストローチョッパー作業委託費用の1/2以内の助成	・さとうきび農家及び園芸農家	
	パレイシヨ薬剤散布受委託助成事業	○品質向上、負担軽減を目的に、パレイシヨのドローン薬剤散布に係る費用(薬剤、液肥の費用は除く)の1/2以内の助成	・パレイシヨ農家	
	花き推奨品目生産支援対策事業	○花き栽培農家の増加・栽培面積拡大を図ることを目的に苗の購入費及び資材購入費の助成	・花き推奨品目生産農家 苗代の40%以内の助成	
	農地活性化支援事業	荒廃地の利活用を目的とし整地したほ場に係った経費の2/3以内の助成(上限51,800円/10a)※但し、さとうきび作に限り予算に達し次第締切り	・さとうきび農家	
	有害鳥獣被害防止対策事業	イノシシやカラスなどの有害鳥獣による被害を軽減するため電気柵・金網柵・アニマルネット等の購入助成	・町内在住農家及び町内ほ場所有者	
経営支援ソフト補助事業	農業経営管理に資する農業簿記ソフト等導入資金の1/2以内助成	・認定新規就農者及び認定農業者		
伊仙町	新規就農研修支援事業	○伊仙町農業支援センター圃場にて各品目の研修 ○研修期間:1年間 ○募集人数:1~2名 ○研修費:日額5,800円を支給	・18歳以上の町内在住者に限る。	伊仙町役場 経済課 TEL:0997-86-3116 FAX:0997-86-2055 E-mail:keizai02@town.isen.kagoshima.jp 伊仙町農業支援センター TEL:0997-86-2711
	園芸品目生産資材助成事業	○実えんどう・かぼちゃ・えだまめ栽培に係る資材の導入に対して、購入価格の50%以内を補助	・伊仙町内在住者でJAあまみ徳之島事業本部組合員の農家に限る。	
	ばれいしよ農薬散布委託助成事業	○品質向上、負担軽減を目的に、ばれいしよのドローン農薬散布に係る費用(薬剤、液肥の費用を除く)の1/2以内の助成	・伊仙町内在住のばれいしよ農家	
	優良素牛保留事業	○繁殖素牛増頭のため自家保留牛及び素牛導入に対して1頭当たり10万円を助成	・伊仙町内在住者の畜産農家に限る。	
	環境に優しい農業総合推進事業	○環境保全型農業を目指した土壌改良(堆肥投入)への助成	・伊仙町内在住者の農家に限る。	
	地力増強対策事業	○土壌改良(緑肥の種子代)への助成	・伊仙町内在住者の農家に限る。	

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
和泊町	和泊町実験農場圃場貸出支援	○就農5年未満の就農者に優先的に和泊町実験農場の圃場を貸出(毎年更新)	・就農5年未満の就農者及び農業青年クラブ等に所属している者	和泊町 経済課 TEL:0997-84-3518 FAX:0997-92-2935 E-mail:keizai@town.wadamari.lg.jp
	和泊町繁殖雌牛導入貸付事業	○既存の家畜導入事業(33万円)に上乗せ(17万円)をし、導入に係る費用の負担軽減を図る	・町内に住所を有し、肉用牛繁殖雌牛の適切な飼養管理が可能な畜産農家	
知名町	知名町畑地かんがい園芸産地確立事業	畑かん整備に伴い、施設園芸の導入を図る生産者に対し、資材導入に係る費用を補助する。 補助金の額:資材費・運搬費の60%以内	・町内居住者	知名町役場農林課 TEL:0997-84-3164
	知名町チャレンジハウス事業	町保有のパイプハウス及び平張りハウスを施設導入希望者へ貸し出し、施設園芸の栽培方法等を実践してもらうことで、施設導入を促す。 利用料:月額1,000円	・町内居住者	
	知名町家畜導入資金貸付事業	既存の家畜導入事業(33万円)に上乗せ(17万円)をし、導入に係る費用の負担軽減を図る。	・町内居住者	
	知名町繁殖向上対策事業	飼養管理に係る設備機器の導入及び、受精卵移植を行う費用を一部補助する。 補助金の額 事業費の1/2以内(上限10万円) ※受精卵移植は上限2万円	・町内に住所を有し、繁殖雌牛を飼養している肉用牛生産農家	
	知名町牛舎増築事業	密飼対策及び増頭に必要な牛舎の増築費用を一部補助する。 補助金の額 事業費の1/3以内(上限100万円)	・町内に住所を有し、繁殖雌牛を飼養している 肉用牛生産農家	
	知名町定年帰農者等支援事業	補助金の額 1年につき75万円上限で支給 交付期間:最長2年間	新規就農者で次の条件を満たす者 ・定年退職、早期退職等によるUターン者 ・町の住民基本台帳に記録されてから3年以内の者 ・就農日における年齢が50歳以上65歳以下の者 ・農業後継者ではない者及び町内に住所を有し、5年以上農業経営を継続する意思のある者	
	花ひらくまち知名町新規花き生産支援事業	新規に花き栽培に取り組む生産者に対し、種苗・球根購入に対して予算の範囲内で助成。 補助金の額 種苗・球根購入費の1/2以内(上限30万円) 交付期間 3年間	①新たに花きの生産を始める者 ②現在花き生産者で、別品目の生産を始める者 ①②共通:町内居住者で、補助を受けようとする品目において過去3年間出荷実績がなく、今後3年以上花き生産を継続する者	
与論町	干害対策施設整備補助	貯水槽、揚水施設、掘込み井戸及びボーリング井戸、配管施設、散水施設の整備に対する補助事業費上限150万円 補助率 新規1/2・更新1/4▼	・本町に在住する農家のグループ又は個々の農家	与論町 産業課 TEL:0997-97-4924 FAX:0997-97-4197 E-mail:sangyou@yoron.jp
	園芸施設整備支援事業	ビニールハウス及びネット平張施設(100㎡以上)の資材に要する経費(施設の工事代等は除く)。冷蔵施設等、関連する高度化付帯設備。補助率1/3以内(上限30万円)▼	・本町に在住する農家のグループ又は個々の農家	
	新規就農者機械導入支援事業	農業用機械代及び購入に係る経費の一部を助成。総事業費は50万円を限度。補助率は対象となる事業費の1/2以内	・認定新規就農者	
	畜産粗飼料増産事業	かん水器具購入に係る経費の一部助成2/3以内(ただし、補助金の上限は30万円。総事業費が5万円以上とする。)	農家のグループ及び農業を営む個人又は法人	
	畜産暑熱対策費補助事業	生産・販売牛の暑熱対策に係る経費の一部助成 1/2以内(ただし、補助金の上限は20万円。総事業費が5万円以上とする。)	農家のグループ及び農業を営む個人又は法人	

市町村名	事業名	支援の内容	対象者・条件	窓口・問合せ先
与論町	粗飼料作物種子購入費補助事業	飼料作物の種子購入費の一部助成	与論町和牛改良組合員	与論町 産業課 TEL:0997-97-4924 FAX:0997-97-4197 E-mail:sangyou@yoron.jp
	畜産環境資材導入費補助事業	畜産環境資材(アースジェネター)購入費の一部助成	与論町和牛改良組合員	
	優良素牛導入費補助事業	優良素牛導入に係る経費の一部助成	農家のグループ及び農業を営む個人又は法人	
	重点品目品質向上対策事業	重点品目(インゲン・ニガウリ・さといも・ソリダコ・トルコギキョウ等)の品質向上を目的とした防風対策に資する資材の購入費の一部助成	あまみ農業協同組合与論事業本部及び重点品目生産団体並びに農家 1/2以内(ただし、補助金の上限は10aあたり20万円。総事業費が5万円以上とする。)	
	重点品目生産支援対策事業	重点品目の植付関連作業委託料及び病害虫防除委託に係る経費の一部助成	与論町野菜振興会	
	農業・畜産肥料物価高騰対策事業	あまみ農業協同組合与論事業本部で取り扱う農業・畜産肥料の物価高騰分に係る購入費の助成(物価高騰前の基準価格については別に定める。)	あまみ農業協同組合与論事業本部 物価高騰分に係る経費への助成	
	国内資源利用活用事業	町が指定する国内資源を活用した肥料購入費の助成(あまみ有機堆肥・リッチシリーズ・なたね粕・ニュー有機入り美人・マルイフェザー・マルイ有機(ケイフン)・牛ちゃんパワーアップ・魚粉・健苗パワー・黒い瞳・大地の恵み・米ぬか・満作1号2号・さざん華・与論町完熟堆肥)	あまみ農業協同組合与論事業本部及び生産団体並びに農家	
	さといも優良種芋導入事業	本土から導入するさといもの優良種芋の購入費の一部助成	与論町野菜振興会	
	さといも自家種確保対策事業	さといもの自家種芋の冷蔵保管料	与論町野菜振興会	
	次世代農業者育成補助事業	農業大学校へ就学を希望する高校生及びその引率者に係る旅費助成	本町に住所を有する高校生及び引率者	

VI 參考資料

鹿児島県農業法人協会正会員 名簿

No	地区	法人名	代表者	所在地	TEL	主な品目
1	鹿児島	(株)カミチクファーム	上村 昌志	鹿児島市谷山中央1丁目4389番地	099-822-1888	経産牛(500頭)、肥育牛(13400頭) 繁殖牛(2600頭)
2	鹿児島	(有)かごしま有機生産組合	有馬 亮	鹿児島市五ヶ別府町3646	099-282-6867	さつまいも、にんじん、根深ねぎ、ばれいしょ
3	鹿児島	寺田農園(株)	寺田 信義	鹿児島市荒田1丁目29-2	099-297-6790	ミカン、さといも、ニンニク、トウガラシ、オリーブ
4	鹿児島	(有)ビオ・ファーム	下堂 蘭 麻実	鹿児島市南栄3丁目11-8	099-268-7281	茶
5	鹿児島	農業生産法人そのやま農園(株)	園山 宗光	鹿児島市西別府町2794-181	099-802-6100	にんじん、ほうれん草、ばれいしょ、さつまいも
6	鹿児島	(株)誠晃	星原 誠	鹿児島市小野町5066	099-800-2139	菌床しいたけ、みかん、水稲(米粉用米含む)
7	日置	(株)カゴシマ農園	新保 哲志	日置市東市来町養母3564	099-295-4832	トマト
8	指宿	(株)アグリスタイル	湯ノ口 貴之	指宿市東方152-2	0993-27-0160	オクラ、そらめめ、スナップえんどう
9	指宿	(株)小川農場	小川 貴之	指宿市山川小川3283-1	0993-34-0637	肥育牛(2000頭)
10	指宿	(有)ファームランド豊	松下 寛和	指宿市山川大山3442-5	0993-34-2788	さつまいも加工食品用、ソラマメ、スナップえんどう、ばれいしょ、かぼちゃ
11	指宿	エンジョイアグリ(株)	岡元 和人	指宿市山川小川143-1	0993-35-0666	レタス、スナップえんどう、オクラ、かぼちゃ
12	指宿	(株)hishi	菱田 智昭	指宿市山川浜児ヶ水245	0993-26-4210	キャベツ、レタス、リーフレタス、甘藷、にんじん、オクラ、かぼちゃ、カラビーマン、ケール
13	指宿	(株)指宿やさいの王国	吉元 龍馬	指宿市山川大山1824-2	0993-35-9910	キャベツ、レタス、甘藷、リーフレタス等
14	指宿	(有)マルコ湯通堂青果	湯通堂 聡	指宿市十町2769	0993-22-3759	オクラ、キャベツ、枝豆、かぼちゃ
15	指宿	(株)ダイアファーム	秋元 大樹	指宿市十二町2091-2	0993-23-1913	キャベツ、オクラ、甘藷
16	川辺	(有)松原養鶏場	松原 勇一	南九州市知覧町南別府21931	0993-85-3602	採卵鶏(600,000羽)
17	川辺	西垂水茶業(有)	西垂水 学	南九州市知覧町西元12613	0993-85-3962	茶
18	川辺	(有)南国農産	有蘭 幸治	南九州市川辺町古殿3323-1	0993-56-1688	黒豚母豚(500頭)、白豚母豚(1100頭)
19	川辺	(有)新屋米穀店	新屋 能人	南九州市川辺町永田2177	0993-56-4835	水稲
20	川辺	(株)アグリストちゃん	塗木 俊広	南九州市知覧町西元11005-1	0993-84-0929	芋、だいこん、にんじん、ごぼう、ばれいしょ、根深ねぎ
21	川辺	(有)西牟田農園	西牟田 峰男	南九州市頰娃町別府11412-5	0993-38-1658	だいこん、にんじん
22	川辺	(有)下窪勲製茶	下窪 和幸	南九州市頰娃町牧之内14962	0993-36-0710	茶
23	川辺	はちみつ西垂水養蜂園(株)	西垂水 栄作	南九州市知覧町西元12600	0993-85-3208	ハチミツ、ミツバチ
24	川辺	農業法人 神バナナ(株)	東 晃	南九州市川辺町平山字京田4109	0993-56-5575	バナナ
25	川辺	(有)六田農園	六田 進	南さつま市加世田宮原784-2	0993-53-4353	長命草(ボタンボウフウ)花、野菜苗、葉たばこ
26	川辺	(有)小田畜産	小田 健一・小田 雄二郎	南さつま市加世田益山5489-3	0993-53-2608	肥育牛(4700頭)
27	川辺	(有)清木場果樹園	清木場 真一	南さつま市加世田津貫10660	0993-55-3260	果樹(柑橘)
28	川辺	(株)南風ベジファーム	秦泉寺 弘	南さつま市金峰町高橋3075-35	0993-77-3932	水稲、赤しそ、梅、にんにく、たまねぎ
29	薩摩	(有)農業生産法人のざき	野崎 喜久雄	薩摩川内市御陵下町7-47	0996-29-2723	-
30	薩摩	ミクラファーム(有)	外蘭 勝蔵	薩摩川内市小倉町5784	0996-41-3183	オリーブ
31	薩摩	旭ファーム(株)	大迫 尚至	薩摩郡さつま町宮之城屋地2771	0996-53-0563	-
32	薩摩	(株)日野洋蘭園	和田 尚三	薩摩郡さつま町中津川7741	0996-31-6006	胡蝶蘭切花、切葉
33	薩摩	(株)式番屋アグリ	今西 和彦	薩摩郡さつま町久富木4487-2	0996-56-8357	さといも、さつまいも
34	薩摩	(有)福永畜産	福永 充	薩摩郡さつま町柏原1572	0996-59-8911	肉用牛
35	出水	(有)鶴の郷ファーム	中塩 博一	出水市黄金町792	0996-63-0605	水稲
36	出水	のだ農産(株)	道上 直美	出水市野田町下名2477-6	0996-84-2887	ブロッコリー
37	出水	(有)コセンファーム	大城 勝司	出水市高尾野町上水流1145-1	0996-82-0378	水稲、採卵鶏(140,000羽)
38	出水	(有)高松ポトリー	高松 信吾	出水市高尾野町江内7542-5	0996-85-5164	採卵鶏(92,000羽)
39	出水	(有)さつま農場	道上 裕治	出水市野田町下名2477-6	0996-84-2887	母豚(380頭)
40	出水	(株)泰元ファーム	山下 淳矢	出水市高尾野町下水流2623-14	0996-65-6006	繁殖牛
41	出水	(株)ヒラヤマファーム	郷式 千鶴	出水市平和町765	0996-68-1188	おかわかめ(雲南百薬)
42	出水	(株)たまがる	上田 壮一郎	出水市高尾野町大久保2425-2	0996-79-4147	肥料生産
43	出水	(株)吉岡ファーム	吉岡 剛	阿久根市脇本6300-3	0996-75-2488	鶏卵(140,000羽)、有機肥料、水稲
44	出水	(有)大堂養鶏	山口 健治	出水郡長島町蔵之元3463	0996-88-5186	-
45	伊佐	(有)ライス郷井手口	井手口 正昭	伊佐市大口山野469	0995-22-7264	水稲
46	伊佐	川原和牛牧場(株)	川原 慎一郎	伊佐市大口針持4356-4	0995-25-2177	子牛(70頭)
47	伊佐	(農)エコファーム永池	久松 淳一	伊佐市菱刈南浦1048-1	0995-26-4118	水稲、根深ねぎ
48	始良	今吉製茶(有)	今吉 耕己	霧島市溝辺町麓3391	0995-59-2017	茶、はくさい

No	地区	法人名	代表者	所在地	TEL	主な品目
49	始良	(株)さくら農園	下田 勝	霧島市隼人町松永5235-1	0995-73-3900	ぶどう、きんかん、りんご、なし、キウイ
50	始良	ヘンタ製茶(有)	邊田 孝一	霧島市牧園町下中津川1052-2	0995-77-2777	緑茶、碾茶
51	始良	(有)山之内米穀	山之内 悟	霧島市国分湊726-3	0995-45-1839	水稲、ごぼう
52	始良	(株)有村菜果園	有村 良一	霧島市溝辺町有川2092	0995-59-2285	春・冬白菜、ぶどう、なし、スイカ
53	始良	(有)蔵	山下 妙子	始良市三拾町182-2	0995-65-1755	水稲、たまねぎ、オクラ
54	曾於	(有)勝目製茶園	勝目 研次	曾於市末吉町岩崎2855-6	0986-76-3379	茶、大麦若葉、桑
55	曾於	(株)だいち	上岡 義孝	曾於市末吉町岩崎2160-6	099-482-2589	肉用牛繁殖経営・受精卵販売
56	曾於	(有)大成畜産	大成 英雄	曾於市大隅町大谷5066-6	099-482-4338	母豚(2100頭)
57	曾於	(株)たかのみファーム	有馬 俊昭	志布志市松山町新橋21-72	099-487-3511	ごぼう、甘藷、甘藷苗、牧草(営農型発電)
58	曾於	鹿児島堀口製茶(有)	堀口 大輔	志布志市有明町蓬原758	099-475-0931	茶
59	曾於	(有)山内養豚	山内 智志	志布志市有明町蓬原3828-7	099-475-1603	豚(肉豚6000頭)、ごぼう、甘藷、にんじん
60	曾於	(有)いろは農園有明	吉國 政信	志布志市有明町野神3066	099-475-1164	茶
61	曾於	(有)香花園	三谷 健	志布志市有明町野神2105-18	099-239-8666	甘藷(焼耐用)・パレイシヨ・玉ねぎ・柑橘・栗 育苗ハウス
62	曾於	(株)さかうえ	坂上 隆	志布志市志布志町安楽2873-4	099-473-1990	ピーマン、なす、きゅうり、ケール、青刈リトウモロコシ、牧草、肉用牛
63	曾於	(株)SOHファーム	岸邊 重正	志布志市志布志町内之倉138-3	099-473-8084	ピーマン(有機JAS認証)
64	曾於	(有)上室製茶	上室 和久	志布志市有明町伊崎田953-1	099-474-1918	茶
65	曾於	(株)堀口園	堀口 将吾	志布志市有明町野神3451-8	099-475-2182	煎茶、碾茶
66	曾於	(有)ジェーエファーム	岩元 士郎	曾於郡大崎町持留152-2	099-476-4118	ごぼう
67	曾於	(有)大崎農園	山下 義仁	曾於郡大崎町横瀬777-20	099-476-4043	ねぎ、だいこん、キャベツ
68	曾於	(有)水幸農園	増田 信之	曾於郡大崎町持留1643-6	099-476-3551	だいこん、ごぼう
69	曾於	(有)高井田アグリ	本高 宗一郎	曾於郡大崎町井俣2983	099-475-1284	水稲、根菜類
70	肝属	三和物産(株)	和田 輝明	鹿屋市礼元2丁目3696-1	0994-44-1700	葉ねぎ、甘藷、堆肥
71	肝属	(有)坂元種畜場	高木 千波	鹿屋市下祓川町5697-1	0994-42-3045	黒毛和種、肥育素牛、肉牛、精液
72	肝属	(有)サンフィールズ	久木田 敬一	鹿屋市東原町5934-45	0994-35-0038	キャベツ、だいこんなど
73	肝属	(株)ひまわり農苑	郷原 親盛	鹿屋市西原4丁目12-15	0994-43-7920	水稲、さつまいも、たまねぎ
74	肝属	(株)オキス	岡本 孝志	鹿屋市下高隈町5454-11	0994-45-2508	ごぼう、ばれいしょ、さつまいも、ケール
75	肝属	アネット(有)	尾曲 和代	鹿屋市東原町2869-1	0994-44-4415	甘藷、甘藷苗、ゴマ、シソ
76	肝属	農業生産法人(株)元幸産業	白寒水 剛	鹿屋市串良町有里6624-3	0994-63-1040	だいこん、ごぼう、キャベツ、にんじん、さつまいも
77	肝属	(有)南橋商事	矢羽田 竜作	鹿屋市野里町1805-1	0994-40-4851	さつまいも
78	肝属	(同)農栄ファーム	浅山 貴史	鹿屋市輝北町下百引1113-2	0994-71-3855	さつまいも
79	肝属	(株)マルサンファーム	水迫 宏一	垂水市錦江町1-60	0994-32-2108	豆類(いんげん、きぬさや、スナップ、そらまめなど)、かぼちゃ、オクラ
80	肝属	(株)芝原	芝原 清彦	肝属郡東串良町川東1421-1	0994-63-1144	ピーマン、だいこん、キャベツ
81	肝属	(株)煌良々farm	久永 良作	肝属郡東串良町川西2129-1	0994-36-8875	ピーマン
82	肝属	AGRIST FARM(株)	山口 孝司	宮崎県湯新富町富田東1-47-1	050-5601-2883	ピーマン
83	肝属	村商(株)	新村 順一郎	肝属郡肝付町前田622-1	0994-45-5098	飼料作・早期水稲・WCS
84	肝属	(株)甘宮	宮下 淳也	肝属郡肝付町新富159-3	0994-36-8787	マンゴー
85	肝属	あかつき産業(株)	篠原 和則	肝属郡肝付町後田2288	0994-65-2330	-
86	肝属	(株)瑞ひかり	中村 悠喜	肝属郡肝付町前田2612-2	0994-36-8070	水稲(コシヒカリ・イクヒカリ(8月)、なつほのか(8月)、ヒノヒカリ(10月))
87	肝属	(有)花瀬農園	小手川 康雄	肝属郡錦江町田代麓5186-1	0120-870-817	黒毛和牛(繁殖40頭)、茶
88	肝属	(有)たしろ山茶香	川畑 満寿	肝属郡錦江町田代麓4586-42	0994-25-3350	荒茶製造
89	肝属	(農)根占生産組合	中村 麻子	肝属郡南大隅町根占川北9520	0994-24-3778	茶、ニンニク、水稲、スウィートスプリング、ブルーベリー、原木しいたけ、ミニトマト、繁殖牛
90	肝属	南州農場(株)	本田 玲子	肝属郡南大隅町根占横別府2843	0994-24-3971	かごしま黒豚、南州ナチュラルポーク
91	肝属	(有)第一佐多果樹園	有嶋 則雄	肝属郡南大隅町佐多馬籠中原3221-1	0994-26-2455	マンゴー
92	熊本	(有)西田農産	西田 博一	西之表市西之表3703	0997-23-3311	さつまいも、水稲、やまいも、さとうきび
93	熊本	(株)たすくる	川南 幸三	熊毛郡中種子町野間1542	0997-24-2377	さとうきび、安納芋、WCS米、飼料さとうきび
94	熊本	(株)てらファーム	寺田 誠	熊毛郡南種子町中之上1878-23	0997-26-6389	黒毛和種子牛
95	熊本	(株)大脇農園	大脇 健寛	熊毛郡南種子町西之4540	0997-26-6345	さとうきび、安納芋、でんぶん・焼耐用かんしょ、ばれいしょ
96	熊本	(株)ハラダ製茶農園	原田 宗一郎	熊毛郡屋久島町安房2457-43	0997-46-2369	荒茶
97	大島	(株)ソレイユスマイル	勝島 利美	奄美市名瀬浦上町53-10	0997-69-4802	山羊ミルク、マンゴー、パッションフルーツ

No	地区	法人名	代表者	所在地	TEL	主な品目
98	大島	(株)ファームテック喜界	岩下 雅大	大島郡喜界町坂嶺1850	0997-65-0011	さとうきび
99	大島	(株)永吉ファーム	永吉 輝彦	大島郡徳之島町亀津4135-4	0997-83-1355	肉用牛
100	大島	(株)奄美ブルー・スカイ農園	榮 時弘	大島郡伊仙町大字面縄589-1	0997-86-3632	さとうきび、ばれいしょ
101	大島	(株)大豊	大山 茂豊	大島郡和泊町手々知名965	0997-92-0812	ソリダゴ、スプレー菊・大菊、たまねぎ、さつまいも
102	大島	(株)皆村農園	皆村 正樹	大島郡和泊町皆川515-1	0997-92-1211	ばれいしょ
103	大島	(有)シャロン農園	徳永 哲秀	大島郡与論町茶花1994-1	0997-97-3544	マンゴー、島バナナ、アテモヤ

主要作物カレンダー(1)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	主な産地
水稻	早期		○ ○ ○	○			■						熊毛, 薩摩半島中南部, 大隅半島中南部
	普通期				○ ○	○ ○				■			県本土
大豆							○	○			■		県本土
さつまいも (青果用)	超早掘		○		■	■	■					○	大隅, 南薩, 熊毛
	早掘		○	○	■	■	■	■					
	普通掘			○	○	○	○	■	■	■			
さつまいも (加工・でん粉用)			○	○		○		■	■	■			
さとうきび	春植え+株出し		○	○	株出し								種子島, 大島
	夏植え+株出し				株出し		○	○				■	種子島, 大島
茶				■	■	■	■	■	■	■	■		県本土, 熊毛
葉たばこ	○	△	○	■	■	■	■	■	■	■			南薩, 大隅, 種子島, 知名町
だいこん	春まき		○	○	■	■							始良市, 大崎町, 東串良町
	夏まき						○	○	■	■			霧島市, 始良市
	秋まき	■	■	■	■				○	○	■		曾於市, 大崎町, 南九州市, 志布志市
	冬まき	○	○	■	■						○		大崎町, 霧島市, 東串良町
	加工	■	■	■	■				○	○	■		鹿屋市, 錦江町, 南九州市
さといも	早掘	○	○	■	■	■	■	■				○	曾於市, 鹿屋市
	普通	■	■	○	○	■	■	■	■	■		○	和泊町, 与論町, 知名町
ばれいしょ	早掘	■	■	■	■					○		○	長島, 沖永良部, 徳之島, 種子島, 肝属
	春作	○	○	■	■	■	■						薩摩川内市, 霧島市, 南大隅町
	秋作	■	■	■	■			○		○		■	長島町, 指宿市, 薩摩川内市
	加工	○	○			■							出水, 曾於, 肝属
根深ねぎ	春まき	■	■	○	○	○	○				■	■	鹿屋市, 鹿児島市, 南さつま市, 伊佐市
	夏まき		■	■	■	○	○				○		伊佐市, 南さつま市
	秋まき	○	○	■	■	■	■	○			○	○	鹿屋市, 南さつま市, 湧水町
	冬まき	○	○	○	○					■	■		伊佐市
キャベツ	晩夏まき	■	■	■	■			○	○	○	○	■	指宿市, 志布志市, 南九州市
	初秋まき		■	■	■	■			○	○	○	○	指宿市, 南九州市, 志布志市
	晩秋まき			■	■	■				○	○	○	曾於市, 大崎町, 霧島市
長ごぼう	春まき		○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	南九州市, 曾於市, 鹿屋市
	秋まき				■	■	■	■			○		鹿屋市, 東串良町, 薩摩川内市
若掘ごぼう	若掘新ごぼう	■	■	■	■					○	○	■	鹿屋市, 曾於市
	若掘春サラダ				■	■	■	■			○		南九州市, 鹿屋市, 大崎町
	若掘夏サラダ	○		○		■	■	■	■	■			南九州市, 鹿屋市, 大崎町
	若掘秋サラダ			○	○				○	○	■	■	鹿屋市, 曾於市
ピーマン	促成	■	■	■	■	○	○	○	○	■	■	東串良町, 志布志市, 鹿屋市, 南大隅町	
かぼちゃ	半促成	○	○		■	■	■	■				○	南さつま市, 大崎町
	早熟	○	○	○	■	■	■	■					指宿市, 伊佐市, 鹿児島市, 垂水市
	抑制							○	○	■	■		指宿市, 南さつま市, 志布志市
きゅうり	促成	■	■	■	■	○	○	○	○	■	■	■	東串良町, 鹿屋市, 肝付町, 大崎町
	半促成	○	○	○	○	■	■	■					東串良町, 肝付町
	普通		○	○	○	○	■	■	■	■	■		奄美市, 霧島市
	抑制	■	■						○	○	○	○	曾於市
いちご	促成	■	■	■	■	■	■		○	○	■	志布志市, 日置市, 霧島市, 出水市	
実えんどう	冬どり	■	■	■	■				○	○	■	指宿市, 阿久根市, 枕崎市	

主要作物カレンダー(2)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	主な産地	
さやえんどう	冬どり	■							○	○	■	■	垂水市, 南大隅町, 鹿屋市	
	春どり		■								○	○	垂水市	
さやいんげん	促成	■								○	○	■	垂水市, 錦江町, 与論町	
	半促成	○	■									○	垂水市, 南大隅町	
	早熟	○	○	■									垂水市, 与論町	
	抑制							○	○	■			垂水市, 錦江町, 南大隅町	
そらまめ	冬どり	■					○	○	○	○	■		指宿市	
	普通		■						○	○	○		出水市, 阿久根市, 枕崎市	
にがうり	半促成	○	○	○	■								垂水市, 志布志市, 出水市	
	普通		○	○	○	○	■					鹿児島市, 薩摩川内市, いちき串木野市		
	抑制							○	○	○	■		志布志市, 長島町, 伊佐市	
みかん	ハウス	▽	▽			■							出水市, いちき串木野市, 大崎町	
	露地				▽	▽				■			出水市, いちき串木野市, 鹿児島市	
紅甘夏	■				▽	▽						■	出水市, 阿久根市, 長島町	
ぼんかん	■				▽	▽						■	屋久島町, 肝付町, 南さつま市	
たんかん	■			▽	▽							■	屋久島町, 奄美市, 徳之島町	
不知火	ハウス	■		▽	▽							■	出水市, 阿久根市, 長島町	
	露地	■		▽	▽								出水市, 阿久根市, 長島町	
きんかん	加温	■				▽	▽					■	薩摩川内市, 南さつま市, さつま町	
	無加温	■					▽	▽					南さつま市, 鹿児島市, 南九州市	
びわ	露地	●	●	■							▽	▽	鹿児島市, 垂水市, 指宿市	
小みかん (紀州みかん)	■			▽	▽							■	鹿児島市, 霧島市	
マンゴー	加温		▽	■								▽	指宿市, 大崎町, 南大隅町	
	無加温		▽	▽			■						知名町, 奄美市, 和泊町	
パッションフルーツ	加温		▽	■									大崎町, 南大隅町, 指宿市	
	無加温		▽	■									屋久島町, 奄美市, 瀬戸内町	
輪ギク	秋タイプ	▲	■						○	○	▲	■	枕崎市, 鹿屋市, 指宿市, 南さつま市, 志布志市	
	夏秋タイプ				★	○	○	▲	■					
スプレーギク	秋タイプ	▲	■						○	○	▲	■	和泊町, 鹿屋市, 指宿市, 曾於市, 枕崎市	
	夏秋タイプ				★	○	○	▲	■					
ソリダゴ	10.1,4,5月出荷	▲	▲	■					○	○	■		和泊町, 知名町, 与論町, 日置市, 徳之島町	
	11.2,6月出荷			▲	▲	■				○	○	▲		▲
	12.3,7月出荷				▲	▲	■			○	○	▲		▲
	8.11,3月出荷			▲	▲	○	○	■			▲	▲		
テッポウユリ	超促成						◆	冷蔵	○	■			和泊町, 知名町, 指宿市, 鹿屋市, 南九州市	
	促成						◆	冷蔵	○	○	○	■		
	半促成	■						◆	冷蔵	○	○	○		○

凡例 ○ ○ は種 ▽ ▽ 開花 ★ さし芽 ■ 収穫
 ○ ○ 定植 ▲ ▲ 電照 ◆ 温湯処理~冷蔵

鹿児島県への移住・交流に関するお問い合わせは

東京

かごしま移住・交流相談窓口 かごしま「よかところ」暮らし支援センター

鹿児島県への移住に興味のある方や移住を検討している方などに対し、専門の相談員が鹿児島の生活環境や住まい、移住支援などについて幅広く相談をお受けします。

東京都千代田区有楽町2-10-1 有楽町駅前 東京交通会館8F(ふるさと回帰支援センター内)

☎ **080(7731)7915** (担当者直通) ✉ kagoshima@furusatokaiki.net

相談時間: 火曜～日曜 10時～18時

休日: 月曜・祝日・年末年始等

【UIターン就職Web相談】

移住相談窓口で、Web面談によりふるさと人材相談室へUIターン就職の相談ができます。

受付時間: 水曜～金曜 10時～17時15分

予約方法: 来所相談をご予約の際、就職相談希望とお伝えください。

※センターの予約フォームから予約する際は 相談内容欄に就職相談希望の旨記載してください。



鹿児島県東京事務所 (東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階)

☎ 03(5212)9062 ☎ 03(5212)9063 ✉ kigyou@pref.kagoshima.lg.jp

大阪

鹿児島県大阪事務所

大阪市北区梅田1-3-1-900 (大阪駅前第一ビル9階11号)

☎ **06(6341)5618** ☎ 06(6341)7210

✉ os3025@pref.kagoshima.lg.jp

福岡

鹿児島県福岡事務所

福岡市博多区博多駅中央街8-20 (第二博多相互ビル5階501号)

☎ **092(441)2852** ☎ 092(441)2863

✉ fukukan@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県への移住・就業に関する情報は

鹿児島県移住・交流ポータルサイト



🔍 かごしま 移住 ×

鹿児島県就職情報提供サイト



🔍 かごJob ×

鹿児島の魅力をご紹介します

鹿児島県HP
鹿児島の魅力



鹿児島県PR動画を是非ご覧ください!

Breathtaking
KAGOSHIMA



KAGOSHIMA
Energetic Japan



BIRD'S EYE
VIEW OF KAGOSHIMA



Beauty of Life,
Kagoshima



かごしま移住ガイドブック

発行/2025年7月

鹿児島県 商工労働水産部
産業人材確保・移住促進課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

☎ 099(286)3098 ✉ iju@pref.kagoshima.lg.jp

お問合せ先

- 公益社団法人 鹿児島県農業・農村振興協会
農業後継者育成部
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL:099-213-7223 FAX:099-213-7229
(URL)<https://www.ka-nosinkyo.net/syunou>
(E-mail)syunou@ka-nosinkyo.net

- 鹿児島県庁農政部 経営技術課 就農対策係
TEL:099-286-3160 FAX:099-286-5593

- 一般社団法人 鹿児島県農業会議
TEL:099-286-5815 FAX:099-286-5816

令和8年5月作成